

---

## 平成18年第4回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

---

平成18年12月12日(火)

---

### 1. 議事日程第3号

平成18年12月12日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

---

### 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員(18名)

1番	宿利俊行	2番	清藤一憲
3番	松本義臣	4番	高田修治
5番	秦時雄	6番	湯浅至
7番	江藤徳美	8番	藤野修二
9番	藤本勝美	10番	日隈久美男
11番	佐藤健次郎	12番	後藤勲
13番	穴井丈洋	14番	神田義彦
15番	安達宏彦	16番	片山博雅
17番	繁田弘司	19番	小野菊男

欠席議員(1名)

20番 横山富夫

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 高倉益雄                      議事係長 穴井陸明

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林公明	助役	日隈紀生
教育長	西野重正	総務課長 兼自治振興室長	小幡岳久
企画財政課長	秋吉徹成	税務課長	大塚章雄
福祉保健課長	松山照夫	住民課長	中尾拓
建設課長	合原正則	農林課長	佐藤左俊
農林課参事兼 農業委員会 事務局長	欠席	商工観光課長	河島広太郎
水道課長	麻生長三郎	会計課長	日隈駿一
人権・同和対策 室長兼隣保館長	大蔵喜久男	学校教育課長	坪井万里
社会教育課長 兼中央公民館長	芝原哲夫	社会教育課参事	宿利博実
わらべの館館長	酒井恵一郎	行政係長	村木賢二

---

午前10時00分開議

○副議長（後藤 勲君） おはようございます。

本日の会議に欠席の届出が提出されておりますので報告いたします。

執行部につきまして、小川農林課参事兼農業委員会事務局長、所用のため欠席の届が提出されております。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いいたします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し拍手や可否表明言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持込みは禁止されていますので、ご協力を願います。

本日、広報くす掲載のため、写真撮影を許可しています。

ただ今の出席議員は18名であります。

会議の定足数に達しております。直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

**日程第1 一般質問**

○副議長（後藤 勲君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

今定例会の質問者は8名です。

よって、本日12日と明日13日の2日間で行います。

会議の進行にご協力願います。

最初の質問者は、1番宿利俊行君。

○1 番（宿利俊行君） 皆さんおはようございます。

議席番号1番宿利俊行です。通告に従いまして、平成18年第4回定例会の通算15回目の一般質問を行います。

今年も残すところ20日足らずとなりました。町民の方々が等しく健康で越年できますことを願いつつ、議長のお許しをいただきまして、一問一答でいたしますので、よろしく願います。

まず1点目、議会の一般質問に対し、執行部が答弁したその後の処置について2つほどお聞きします。

1つ、平成15年6月議会で、八幡地区の河川及び地下水の汚濁に伴う水質検査は、その後どのような状態になっているか。担当課長の報告を求めます。

通告後の各事項については、一問一答の方が分かりやすいと思いますので、議長の事前許可をいただいておりますので、質問をさせていただきます。

私は、これまで、本件については4回ほど質問をいたしております。玖珠郡クレ射撃場の施設の改善がなされておられません。施設の汚水が、雨水と一緒に垂れ流しの状態です。汚水はすべてが太田川に流れ込み、また、一部は地下に浸透しています。汚染が進んでからでは間に合いません。八幡地区の特に太田川水系の住民は、すべてが飲料水を出水、井戸水、ボーリングなどで飲用に利用しています。したがって、各家庭の水質検査も、年次計画を立てるなどして実施する考えがないか伺う。担当課長。

○副議長（後藤 勲君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） それでは、宿利議員さんの質問にお答えをいたします。

八幡にございます射撃場で使用されている、鉛球による河川及び地下水の水質の問題につきましては、平成15年の6月の議会から平成16年の6月議会までの間に、4回ほど質問をいただいているところでございます。

また、この環境問題につきましては、議員さんも関心をお持ちになっていただきまして、平成13年にもご意見をいただいております、その都度お答えもいたしているところでございますが、平成15年に質問をいただきました後、町といたしましては、玖珠郡クレ射撃協会と話し合いを持ちまして、協会として、定期的に水質の検査を実施するとの確約をいただいているところでございますし、検査の結果につきましては、いずれも環境の基準以下となっているところでございます。

また、一方、環境省におきましても、今年度中に、射撃場における土壌及び水質の調査方法、汚染対策方法及び汚染の未然防止方法につきましてガイドラインを作成し、土壌汚染対策の一層の推進を図ることにしておりますことから、今後は、この作成されるガイドラインに沿いまして対応をまいりたいと思っております。

それから、議員さんが、八幡地区の全戸の飲料水の検査は実施する考えはないかということでございますが、この問題につきましても、16年の6月議会の質問中でお答えをしておりますが、現在のところ、全戸飲料水の検査は考えていないところでございます。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 1 番宿利君。

○1 番（宿利俊行君） まあ私もですね、この件については再三質問をいたしてきたわけでございます。それなりにですね、行政の方も対応していただいて、そして、施設を管理しておる玖珠郡のクレ射撃場の方々も、施設内ですね、水質検査をなされたというふうに聞いておりますが、いずれにいたしましても、本施設には、私は15年のときも言ったようにですね、かなり多額の町費が、いわゆる補助金というような形で出されておるわけなんですね。ですから、私はこれはもうはっきり言ってですね、行政の責任は免れないというふうに思って、今日まで質問をしてきたようなわけでございます。

したがってですね、もう既に設置してから10年になりますかね、恐らくなると思います。ですからこの間ですね、もうほとんどあそこのいわゆる施設の汚水がですね、いわゆる垂れ流しの状態ということで、非常に地域の住民は心配をしておるが、実際問題として目に見えないわけなんですね。そこが一番怖いんだということなんですね。ですから、私は少なくともこの太田川水系の各家庭の井戸水やあるいは出水を飲用しておる全世帯を、今のうちに、私は当然ですね、そういった調査、検査を私はいたしてほしいものだなというふうに思っておるわけなんですね。これにはかなり莫大な費用もかかるかも知れません。しかしですね、やはり地域の皆さんのこれから定住をしていくなかで、やっぱり安全・安心ということはですね、これはもうはっきり言ひまして、行政の私は責務だろうとそういうふうに思っております。

そういうことからいたしましてもですね、ひとつ早急にそういった対応をしていただきたいものだなというふうに思っております。なぜならばですね、そういうふうで水質がもう非常に汚染されておりますから、これは次の3点目ですね、八幡の水問題で話をまた出しますが、そのときにですね、はっきりまたその辺を、では八幡地区にですね、上水道とかあるいは簡水を早く設置をすべきではなからうかなということになるかと思っておりますので、是非その辺のところは、今後ともですね、十分これから、先程言いましたように、国もある一定の指針を出して、そういう施設にはですね、今後いわゆるガイドラインを作つてですね、やるんだというふうにいわれておりますが、既存のそういう施設にもそれは該当するのかどうかです。

○副議長（後藤 勲君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） この問題につきましては、県の方とも協議をいたしましたけど、今のところそういう詳しい内容まではお聞きしてない現状でございます。

○副議長（後藤 勲君） 宿利君。

○1 番（宿利俊行君） まあよろしく願ひします。

次に2点目でございます。2つ目でございます、2つ目として、平成15年の12月議会で、各地区に設

置しているですね、いわゆるグリーンポケットとでも申しますか、農産物を販売をする施設をですね、設置をしてありますが、この利用状況のまず説明をしていただくわけですが、当時の担当者はですね、利用については、十分今後指導をするということを言っていました。しかし、それからですね、3年ばかり経ったんじゃないかなと思っておりませんが、全く当時と変わってないような気がするわけで、その後ですね、どういうふうな取り組みをされてきたのか、まず現況を課長にお聞きしまして、再質問をいたしたいと思っております。

○副議長（後藤 勲君） 佐藤農林課長。

○農林課長（佐藤左俊君） お答えを申し上げたいと思います。

このグリーンポケットにつきましては、議員さんが平成15年にご質問されて、詳しく当時の町の考え方なりをお知らせをしたと思っておりますが、実は私もこの点について、一応担当者等々の話もいたしまして、現状についての報告を今からしたいと思っております。

ご承知のように、この施設は協議会、グリーンツーリズム協議会というものが事業主体になっておりまして、今年の18年の1月に、運営の実態、それから意向調査、それから2月には運営団体との意見交換会、4月にはすべての運営団体、12団体ありますけれども、巡回をいたしまして、今後の運営についての聞き取り調査等を実施いたしましたところでございます。

これについて、それぞれの個々の皆さん方に、今後どうしていきますか、どういう運営されよろますかということで、聞き取りをしたところでございます。

○副議長（後藤 勲君） 1 番宿利君。

○1 番（宿利俊行君） あのですね、当時と違いますかね、私があつた質問したときにですね、今日は平成15年の12月の議事録を課長お持ちですか。15年の12月議会のね、下段のね、最後から2行目からですね、3行目にはどういうふうにお書きになってあるか。

○副議長（後藤 勲君） 佐藤農林課長。

○農林課長（佐藤左俊君） 最後といたしますと、どの項でございませうかね。

○1 番（宿利俊行君） 下段の、57ページ。

○農林課長（佐藤左俊君） 「農林課といたしましても」という項でございませうか。

○1 番（宿利俊行君） そうですね。

○農林課長（佐藤左俊君） 協議会を通じまして、今後とも指導していきたいということありまして、その点については、先程私の方が申し上げましたように、その都度、協議会の皆さんと通じまして、関係者にもご指導しているということでございます。

○副議長（後藤 勲君） 宿利君。

○1 番（宿利俊行君） 課長、今ね、このグリーンツーリズムのこのグリーンポケットが、町内何箇所設置してあるかご存知ですか。

○副議長（後藤 勲君） 佐藤農林課長。

○農林課長（佐藤左俊君） 現在、設置数は20当初しておったわけです。そして、台風によりまして1箇所なくなったというのがありまして、現在、設置数は19でございます。

○副議長（後藤 勲君） 宿利君。

○1 番（宿利俊行君） そうなんですね。折角ですね、町内に19箇所というグリーンポケットを設置してあるわけなんです、残念ながらですね、本当にこの施設の中に農産物が見当たらないんですよ。たまにですね、私、杉河内の慈恩の滝ですかね、そこはですね、まあ地域の方が利用されて、農産物が入っておることも見たことがあります。ただ、お聞きしてみたらですね、やはり金のね、農産物を買っていったその金がね、最後どうもその分りにくいことがやっば度々起こってきたらしいんですよ。ですから、その辺のところは地元の方が調整すればいいわけですが、いずれにしてもですね、本当に農産物が入っていない状況がずっと続いているわけなんです。ですから、これについて、私は、当時ですね、これを定着させるのはもう非常に根気もいるんです。そしてある程度時間もいる、そしてさらに金もやっばりいるんです。ですから、私は少なくともですね、皆さん方に、生産者にですね、例えば種代の助成とかね、あるいは苗代の助成をしてね、いかないと、これはとてもじゃないが、そのね、指導だけでこれがね、できるものではないんじゃないかということを私は述べたと思うんですね。

そのとき、当時の担当者がですね、このグリーンポケットについては、そういうことは趣旨が違うんじゃないかというようなことを言ったような気がしておりますですね。ですから趣旨が違うとか違わんとかじゃなくしてですね、やはりこれも町がかなりの補助金を、助成をして作った施設と思うんですね。そうならば、やはりこれをどう育て育成していくかということもですね、私はやっば責任があるのじゃないのかなと。今日ですね、3年間、あるいは町道の脇とかあるいは国道の脇とか、国道はないかね、県道の脇とか、もう全く農産物が入っていない状況がね、ずっと続いていると。そういうことをちょっと言うんですけどね、厳しい言葉になりますけどですね、本当に町の恥をさらすようなね、形に、私は何となくそんな気がするんです、最近ですね。特に平成17年ですかね、台風が来たときに、あれがね、ほらひっくり返ってですよ、そして1ヶ月ぐらいそのままの状態でね、しかも県道の通りの多いところにそういう状況があったんですよ。ですから、そういった管理をやっばり含めてですね、私は、ただ、いや、グリーンツーリズム協議会がやるんだからと言うんじゃないでして、やはり町の農林課の皆さん方もですね、そういったことに配慮していく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですね。私はこのグリーンポケットには非常に興味を持ってるわけなんです。本当にこれが定着するならば、今ですね、もう九重の飯田とか、小国とか天瀬とか、もう至るところにこういうふうな、いわゆる100円コーナーで農産物販売しておるんですが、非常に好評なんです。ですから是非こういったことを定着させるためにですね、もう一歩私は踏み込んでですね、そんなけちなことを言わんで、ほかにもいろいろな方面に金が出て行きよるんですからね、少なくとも種子やあるいは苗に助成を私はしてですね、皆さん方に是非そういった農産物を作っていくように指導していただきたいものだなとそういうふうに思っております。それで終わります。

次にですね、2点目でございます。自治館の利用の変更というふうに私は文章を書きましたんですが、そういうことでございます。

1として、各地区の自治館の新年度からですね、土曜・日曜日・夜間（いわゆる利用頻度大と考えられる）の開館を考えられないかということなんですが、少し文章表現がまずいところがありましてですね、分かり難かったと思われまので、若干で補足をさせていただきます。

つまり、職員が、土曜・日曜は館は開いちゃうんですね、ですから一般の方は館の利用はできるんですが、職員がいないから、例えば、コピーがほしいなというときには、事務局は常駐してないからですね、どうにもならないと。そういうようなところがですね、各地区に行って聞いてみると非常にそういう声が多うございます。

したがって、職員をですね、その形はどうあれですね、常勤といいますか、そういうふうにしていただけないものかなということでございます。

○副議長（後藤 勲君） 小幡自治振興室長。

○総務課長兼自治振興室長（小幡岳久君） 自治会館の利用の変更についてのご質問でございます。

今年4月に、公民館から自治会館に変更いたしましたときにもご説明を申し上げましたが、利用について規制があります社会教育施設としての公民館から、指定管理者制度により地域に管理運営をお任せできる行政財産としての自治会館とし、地域がより使いやすい施設といたしたところでございます。

議員が質問の趣旨を変更されましたが、答弁書によってお答えをしたいと思います。

現在、もう土曜・日曜・夜間は開館をいたしております。地域の方々が利用しておりますが、平成19年4月からは、地域に管理運営をお任せをしたいという方針で、各地域のコミュニティ運営協議会にお願いをいたしております。地域のコミュニティ運営協議会が利用料や利用方法について今後協議をして、決定をして行くということになると考えております。

以上でございます。

○副議長（後藤 勲君） 1番宿利君。

○1番（宿利俊行君） そこでですね、これまでは、今、総務課長が言ったように公民館として利用しておりましたので、いろいろ制約があったというふうに私は思っております。したがって、今回ですね、ご案内のように指定管理者制度が導入されて、ある程度柔軟な対応ができるのではなかろうかなとそういうふうに思っておりますし、今、答弁されたように、そういったことは地域で協議してやりなさいということでしょうが、私は、少なくとも町の方で来年4月1日から施行されますんで、一定の指針はですね、示してほしいなということでございます。

○副議長（後藤 勲君） 小幡室長。

○総務課長兼自治振興室長（小幡岳久君） お答えをいたします。

本町が雇用をいたしております、1年間の臨時職員は委託契約を結んでおりますものの、勤務形態は原則、土・日曜・祭日は休日といたしております。しかしながら、議員のご指摘でもございますので、今後

自治開館については指定管理者制度の導入を予定をいたしておりますことから、館長と役場の協議の中で、ご指摘の件については十分伝えたいと考えております。よろしくお願いたします。

○副議長（後藤 勲君） 宿利君。

○1 番（宿利俊行君） よろしくお願いたします。

次に、3点目でございます。飲料水の確保についてということで、八幡地区の飲料水確保の基礎調査が終了してれば、結果を伺うということでございます。

いずれにしましても、結果の如何を問わず、冒頭申したように、八幡地区ではですね、地下水が汚染され続けているというふうに私は思っておりますし、近い将来、井戸水や出水は飲めないようになるのではないかなというふうなことも心配をされておるわけでございますので、定住条件としてはですね、上水道施設は私は不可欠ではなからうかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○副議長（後藤 勲君） 麻生水道課長。

○水道課長（麻生長三郎君） 6月だったと思いますけど、八幡地区の調査ということで一応報告をいたしました。今回、7月3日より調査をいたしました。定住環境の創造、地域づくりの基本は生活が安定していかなければならないというふうに思っています。その中の1つの条件として、生活になくてはならないのが水であります。近年、生活様式の多様化によって、水の使用量が多くなっております。また、安全で安定した水の供給も求められております。

そんなことから、去年は、水源の可能性地質調査ということで行いました。本年は、基本方針策定の前段としての基礎調査を行ってきたところであります。そこで、4月より調査をした報告を申し上げます。

現在までの調査結果であります。調査対象戸数は369戸、そのうち回収戸数が355戸、未回収戸数14戸、その中で、入院等で不在戸数が6戸、回収率96.2%であります。

調査対象人口といたしましては、1,361名のうち調査人口が1,335名（98.1%）であります。

調査の内容といたしまして、現在の飲料水の水源・水量・水質・将来水道施設が整備されたときの加入希望という項目で、4点の項目での設問をいたしたところであります。

飲料水の水源では、個人井戸（ボーリングを含む）が202戸で56.9%、給水施設、簡易水道も含めませんが、79戸で22.3%、共同井戸が49戸で13.8%、その他が25戸で7%であります。

水量については、以前と変わらないということで269戸、75.8%であります。

水質については、今の水で満足をしている、229戸で65%、満足をしてない68戸で19.2%、その他58戸で16.3%。

将来、公共の水道施設が整備された場合加入したいと考えていますかということで、加入するが168戸で47%、加入しない・その他が、187戸で53%が現段階の調査内容であります。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 1番宿利君。

○1 番（宿利俊行君） 大変お疲れさまでございました。詳しく説明をいただいたわけでございますが、



今日のね、西日本新聞の社説にどうということが載っておったかというとですね、水俣病の問題が載っておったというふうに私は読んでおりますですね。これはですね、やはり今、今日の新聞を見ると、今日、あの水俣病が発生したのはですね、やはり行政の手遅れだというふうにいわれておるんですね。ですから、八幡の場合もですね、そういった施設から流れ出る汚水が、将来、地下水を汚染して、水俣病になるかならんかは別としてもですね、そういうことが考えられるときに、私は今申しましたように、地域の方々が上水道を取るとかとらんとかじゃなくして、当然そういった水の手当てをやはりすべきではなからうかなというふうに思っております。

したがってですね、来年は、課長も、先日、全員協議会の中でですね、水道料金の値上げが取り沙汰されているというふうにお聞きしております。これはですね、受益者負担というのは当然のことではなからうかなというふうに思っております、一般会計からの、今後ですね、繰り入れというのも限度があるというふうには思っております。今次、行財政改革を考えれば、若干遅すぎたんじゃないかなというふうな気持ちもいたしております。

したがって、上水道の普及してない地域との公平を考えても、当然なことであるというふうには思っております。町民皆水道というのは非常に困難性があるかと思いますが、本調査のですね、趣旨をこれからですね、具体的に私は進行させていってほしいなというふうには思っておりますので、これは要望でございます。

以上です。

次に、4点目でございます。町税やその他の収納をすべて自主納付にする考え方を伺うということで、1、2、3点ほど上げてあります。

まず1、納税組合納付の方式は、個人情報保護法に抵触する恐れがある。2として、納税組合に出している納税奨励金は合法か。3として、平成17年度決算で国保税の不納欠損額はどのような考えで行ったか(欠損額1,412万2,855円)について伺うわけでございます。

そこでちょっと税務課長にお聞きします。

○副議長(後藤 勲君) 大塚税務課長。

○税務課長(大塚章雄君) 納税組合納付の方式は、個人情報保護法に抵触するのではないかと伺うことですが、昨年の3月議会並びに12月議会で納税奨励金の質問、また、納税組合予算の質問等をされておりました、助役並びに担当課長の答弁の中で、個人情報保護法が制定されたことなどに伴い、本町の納税貯蓄組合の運営が個人情報を必ずしも守り得ているとは言えない部分もあったことなどの理由で、個人情報保護法の制定に併せ、玖珠町納税貯蓄組合設置及び奨励規定を廃止し、新たに「玖珠町納税奨励金等補助規定」を昨年17年8月1日で設け、納税組合の運営に当たっているところがございますというふうにご答えておりますし、納税組合内の個人情報保護に関しましては、新たに設けました「玖珠町納税奨励金等補助規定」に基づきまして、納税組合の構成員相互の合意形成により確保するように取り組んでいるところであります。

次に、2点目の質問であります、ただ今申しました、玖珠町納税奨励金等補助規定によりまして、納税奨励金及び納税組合長手当を補助金として支給いたしております。

最後、3点目であります、国保の不納欠損額はどのような考えで行ったかということですが、地方税法第18条、これは時効消滅であります、基本となっております、その前段としまして、同法第15条の7第4項及び5項、これは失効停止の規定になりますが、その規定に基づきまして対処いたしております。失効停止の要件には、1点目としまして、滞納者に滞納処分の対象となる財産がない、あるいは処分の実益がない場合、2点目としまして、滞納者が生活困窮の状態にある場合、3点目としまして、滞納処分をすれば滞納者の生活を著しく困窮させる恐れがある場合、4点目としまして、住所、財産が不明で、実態がつかめない場合については、失効停止処分をすることができます。

したがって、それらを判断する実態調査が最も重要でありますから、滞納者の財産、これ不動産・給与・預金等になりますが、十分調査をした上で、徴収困難事案としまして、失効停止の要件を満たした場合に不納欠損として処分する手続きを取っております。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 1番宿利君。

○1番（宿利俊行君） まず、1、2はですね、関連がありますので、同時に聞くような形になります。個人情報保護法が施行されてから既に2年数ヶ月経っておるんですね。県下の市町村では、納税組合はすべて解散をされておるといふふうに聞いておる。これは県の地方課の方の資料によるわけございまして、ただ1町、お隣の九重町さんはですね、年度当初、納税組合に、あるいはその組合員に承諾書を取ってそして継続をされておるといふふうに聞いております。

本町はですね、こういうことで、先程条例を作ったとおっしゃっておりますので、それでいいかどうか私もこれから研究もしてみますが、やはりですね、納税組合納めを続けることで、いわゆる奨励金を出していくような形になりますわね。今度は、隣りの日田市では、既にもう法で決まっておる、いわゆる前納報奨金でさえも出してないということなんですね。これは、すべて納期前に全額税金を納めれば前納報奨金というのが付く制度になっておりますけど、これらもいわゆる廃止をしてきておるといふことございまして、やはり今目的なですね、行財政改革をさらに推し進めるためにはですね、少なくとも年間ですね、千万単位の金がね、奨励金あるいは納税組合長手当という形で出ているんじゃないだろうかなと思っております。

これにつきましては、私はやはり見直す必要があるんじゃないかなということございまして。なぜならばですね、町内の中心部では、既に納税組合が解散がかなり起こってきておるといふ実態があるんですね。そこ辺も、町としては、納税組合を解散を待ってくれとかいったようなことは言ってないようです。もう解散やむなしということにきておるようにありますので、そうなりますと、やはりその納税組合そのものが解散をされておるんですね、いかがなものかなと。税金の収納率を見ても、これは地方課の資料なんですけどね、うちの場合は、本町玖珠町の場合、町民税、これは17年度の決算でございますけどですね、町

民税が90.3%、固定資産税が75.3%、国保税が75.7%、極めて収納率が低下しておるんですね。ですから、そうなるんですね、果たしてこの制度を続けることが意義があるのかなというふうに思っております。ちょっと言葉は少しどうかと思うんですけどですね、一部の人に出される奨励金を考えると、これはどう申しますかね、税金の値引きとかね、そういうような形になりかねないなど。したがって、税の公平・平等の原則からすればですね、やはりこういったことは早急に見直すべきではないかなど。このまま続けていくということにはちょっと理解に苦しむ面がございます。

ただ、皆さんがやはり一番心配されておるのはですね、やはり納税組合が解散すると収納率が低下すると、そして滞納者が増加する恐れがあるということが一番心配をね、されておるところじゃないかというふうに思っておりますが、これはね、もう極めて当たり前のことですよ。税金の納付については、国民としてもですね、もう憲法で決められておるんですね。そしてさらに、守らない人はさらに法律で厳しく徴収をしろということもいわれておるわけなんですね。先程言いましたように、いろいろ生活の困窮をしておるとかそういった方々はですね、別に手立ての方法があるんですね。じゃなぜそういう生活の困窮しておる人にね、税金を掛けたのかということもある。けど、一応ね、やはり課税はしたらですね、徴収するというのもうそれは皆さんのね、やっぱ義務なんですね。ですから、これがたまたま3年4年5年経ってね、そして不在者がおったとか、あるいは行方不明があるとか、生活が困窮になってるとか、それはもう4、5年経つとですね、お互いの生活がどういうふうになるか分かりませんので、ですからやはり早いうちに債権の回収をやはりしなきゃならない。それをいつまでもほたっておくと、どうしても滞納額がどんどんどんどん増えてきて、最終的にはこういうふうなですね、莫大な債権をいわゆる不納欠損処分にしなきゃならんという形なんですね。ですから、特に私があえてこの国保を上げたのはですね、国保は、これは町民全体のもんじゃないんですね、国民健康保険に加入してる世帯に、いわば国民健康保険税を課税してるわけであってですね、しかし、そう言っても、やはり国保には一般会計から多額の繰り入れですね、繰り入れが毎年なされておるんですね。ですから、そうすると、住民がやはり全体でね、が、その負担をしていっておるわけなんですね。ですからその辺を考えたときに、やはりこれは早くそういった事例が出たら、やはりその滞納整理をですね、積極的にやると。これはもう行財政改革の中ですね、滞納整理の強化ということを謳ってはありますが、どうもその辺の実績が上がってきてないんじゃないかなというような気がするんですね。

そこで住民課長、今年のね、6月に国保の運営審議会を開催しましたですね。そのときにですね、実に異例の2日間いたしましたね。そのときに住民課長も税務課長も出席しておったと思うんですが、一番問題になったのはですね、今年、どうしても国保財政が厳しくなったということでね、約18%近い値上げをいたしましたですね、ですから、私ども委員としてはですね、これはもうやむを得ないことであるけど、できるならばですね、そういうふうな増税をしないでほしいと。その代わり約1億5、6、000万ですかね、ある滞納整理をどうやってね、やるかということまで話をしたと思うんです。しかし、それがね、僅か3ヶ月足らずで、9月の決算してみたら1,400万円も不納欠損でぼんと落とすという。私はですね、そういう

ことで本当に住民の方々が納得するのかなど、あまりにもね、私は乱暴すぎると思うんですね。私たちにも国保の運営審議会としてですね、これは本当に責任があると思うんです。ですからね、その辺は住民課長どういうふうに思っていますか。

○副議長（後藤 勲君） 中尾住民課長。

○住民課長（中尾 拓君） 議員さん質問のように、国保の運営審議会でいろんな議論をしていただいたところでございますが、税の問題につきましては、不納欠損を税務課がされたわけでございますし、先程から税務課長が答弁をしているような理由でしたわけでございますので、しかたがないかなというふうに考えております。

○副議長（後藤 勲君） 宿利君。

○1 番（宿利俊行君） 同じ質問で、税務課長どういうふうにお考えなんでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 大塚税務課長。

○税務課長（大塚章雄君） ただ今、議員さんの方から、国保会計滞納金、不納欠損処分の額が示されましたが、一応この金額の中で、17年度不納欠損のうち、被保護世帯や低所得、生活困窮ですね、その割合が約50%ほど占めております。それで、そのほかで住所等不明、そのほかで職権消除、また、居所不明の割合というのが25%というような形で、金額的には確かに1,400万ちょっとの金額になっておりますが、内訳としましてはそういうことで被保護世帯や低所得というのが約50%、それから職権消除、居所不明というのが25という形で大半がということを進めてるというような現状であります。

○副議長（後藤 勲君） 宿利君。

○1 番（宿利俊行君） まあ、日々努力はされているというふうには思っておりますが、こういうふうにはですね、いよいよもう切羽詰ってきて不納欠損とすることは、私は非常にいかなものかと思ってるんですね。ただ、もうこれは既に監査委員さんあるいは議会でも認めておりますから、もうこれ以上は私も申しません。ですけどね、やはりこういうふうにならないようにですね、早くやっぱり処置をする、いわゆる滞納の事案ができれば、すぐやっぱし職員は行って、できるだけその徴収をするということにまた努めてほしい。なぜならば、これから先、非常に町の財政は苦しくなってくるばかりと思うんですね。したがって、やはり自主財源の確保というのは、これからもう絶対避けて通れないわけですね。ですからどんどん滞納が増えて、5年経ったら時効で落としときゃいいわと、こんなことではないでしょうけど、そういうふうを受け止められるんですよね。ですから私はあえてこういうふうな数字を上げて、今日あなた方をお願いをしておるわけです。

そういうことでございますので、ただ、担当が一番困ってるのは、そういうふうなその滞納整理と、なかなか難しいんです。しかし、幸いといたしますかですね、これはね、日経のね、11月の16日の新聞なんですよね。ちょっと読んでみます、時間がありますので。債権回収会社で自民が法改正案と滞納地方税の回収可能にということなんですね。いいですか、「自民党は15日、債権回収会社（サービサーというんですかね）の活動を拡大するサービサー法改正案の要綱をまとめた。金融機関の保有債権の回収、売却に限

られていた業務を、一般企業の債権にも条件付きで拡大するとともに、公共サービス事業を官民に競わせる市場化テストへの参加資格も与える。自治体が国に応募している滞納地方税の回収業務などでもできるようになる。党内手続きを経て、早ければ月内に法案を提出する。現行法が、サービサーが抱える債権を金融機関が保有する貸付債権やリース債権などに限定されていたが、改正案は、公共サービス実施業務で金融債権の管理回収を追加と規定した。地方自治体では、滞納した地方税、国民健康保険料の回収業務の市場化テストを国に要望中。認められればサービサーが競争入札に参加することが可能となり、不良債権の回収ノウハウを生かす輪が広がる。」ということがですね、出ておりました。参考までに申し上げます。

で、もう少し時間は残っておりますが、これで私の質問を終わります。

これまでですね、寄せられましたご協力に感謝申し上げ、来る新年が素晴らしい年でありますようご祈念申し上げ、終わりにいたします。ご協力ありがとうございました。

○副議長（後藤 勲君） 1番宿利俊行議員の質問を終わります。

次の質問者は、16番日隈久美男君。

○10番（日隈久美男君） おはようございます。10番日隈です。

今年も残すところ、早いもので10日余りになりました。来年も本町の更なる飛躍を期待するところであります。報道では、いざなぎ景気を越える景気回復といわれておりますが、地方といたしましては実感が一向に伝わってこないのも実情です。このような中、本町は行財政改革緊急4ヵ年計画は従来どおりの行財政運営の手法では財政再建団体の指定という危機感を持って、地方分権社会の下、協働・簡素・効率の3つの視点に基づき最終的には自立を目指すとあります。また、厳しい変革の時代の中にあって、新たな行財政システムの確立と個性あふれる地域づくりの推進、経費節減、夢実現をキーワードに、成し遂げなければならないと述べられております。

このような観点から、通告に従い質問させていただきます。議長のお許しを得、一問一答方式とさせていただきます。

まず最初の質問ですが、公用車の小型化について質問いたします。

戦後の日本は、資源を輸入し、それを加工して輸出し、経済大国といわれるように至っていますが、その根幹は、安く輸入した石油に支えられてきたものです。しかしながら、最近の情勢は、これまでのような状態で推移することは許されなくなってきました。経済成長をなしている石油は有限であり、価格は暴騰し、円相場より大きく変動しています。このような状況下において、石油の節約を考えなくてはなりません。そのためにも、公用車の小型化が必要であると思います。

そこで、まず最初にお聞きします。本町の業務に使用されている普通車と軽自動車の車の台数をお聞きします。

○副議長（後藤 勲君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） ご質問にお答えしたいと思います。

現在、職員が通常の業務で使用しています公用車は、普通車22台、軽自動車18台の、計40台でございます。

○副議長（後藤 勲君） 10番日隈君。

○10番（日隈久美男君） 今の課長の答弁の中で22台、軽自動車18台、この計算でいきますと、各課に平均何台ずつぐらいですね、割り当てされているか分かりますか。

○副議長（後藤 勲君） 秋吉課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） お答えしたいと思います。

この公用車の中に、私どもの企画財政課が所管しています集中管理車と、各課配属車がございます。ちなみに、農林課が今現在3台だと思います。詳しい状況については、詳細な資料を持っていませんので分かりませんが、集中管理車と各課配属車ということになっております。

○副議長（後藤 勲君） 日隈君。

○10番（日隈久美男君） それにつきましては、また後に質問しますけど、次にですね、業務中に使用中で、普通車22台、軽自動車18台、この中で、定員に対して何人ぐらい乗っているのか、実際見たところですね、普通車でも1人2人の実情がありますが、その実情実績についての調査はしたことがあるのか、あれば教えていただきたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 秋吉課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） なかなかお答えにくいんですけども、お答えさせていただきます。

公用車を使用する際、その乗車人員について具体的な調査は実施したことはございません。しかし、公務使用の内容等により、乗車人員については、3名、また1名の場合もあり、かなりのばらつきがありますので、本町としまして、経済面も含めた、公用車の効率的運行ができるよう努力をしていかなければならないという観点に立ちまして、公務出張の内容にもよりますが、目的地が同一の場合は、乗り合わせで出張するように課長会を通じて周知しておりますし、自動車使用伺い書が提出された段階で、再度、大分県庁、時間が30分ぐらいの誤差ならば一緒に行ってほしいとか、そういうことで指導しておりますので、ずいぶん1人という状況はだんだんと少なくなってきているのが現状でございます。

○副議長（後藤 勲君） 10番日隈君。

○10番（日隈久美男君） 目的地と一緒に同行して乗るということでありますが、そういうふうになるべく乗り合わせ、又は1人、2人の場合は軽を使うということですね、努力していただきたいと思います。

次に、公用車とですね、公用車の普通車22台、軽自動車の18台の燃費計算の比較計算をお聞きます。

○副議長（後藤 勲君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） なかなかこの燃費計算もなかなか難しいもんでございまして、なぜかと申しますと、普通車と軽自動車の燃費につきましては、二輪駆動、四輪駆動、軽貨物、小型貨物いろんな形式がございまして、なかなか難しいし、また、走行状況、町内を回る場合、それから農林課、建設課等が現場に行く場合、山道、急な坂等々で、なかなか比較が難しいということで、カタログ上での燃費もう分

かっおると思いますけども、簡単に説明させていただきます。

最近、私どもの方で購入した車について言いますと、14年度に購入しました普通自動車、1,500ccでありますけれども、リッターあたり13.4キロメートルでございます。昨年度購入いたしました軽自動車のリッターあたり16.2ということでございまして、この比較を見ましても明らかなように、軽自動車の方が燃費が良く、特に車検費等になりますとかなりの差がございますので、そういうことで、車検等を含めました維持管理費におきましても、普通自動車より軽自動車の方がより効率的だというふうに考えております。

○副議長（後藤 勲君） 日隈君。

○10番（日隈久美男君） 今、課長が答えていただきましたですね、やっぱり効率が良いという結果が出ております。これからのですね、以上の観点から見ますと、これから軽自動車に切り替えということが考えられますが、どのように課長はお考えですか。

○副議長（後藤 勲君） 秋吉課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 今、申し上げましたように、燃費や維持管理等を含めまして、普通自動車より軽自動車の方が効率的でありますので、議員の今ほどのご指摘のように考えたいと。特に、公用車については、町外に出張することの多い、私どもの企画財政課が所管しております集中管理車、特に県外、福岡移動がありますので、これを除きたいいわゆる各課配属車につきましては、軽自動車へ移行することが望ましいと思っておりますので、今後ともそういう各課配属車については、軽自動車に計画的に更新していきたいと思っております。

ちなみに、来年度の購入予定が農林課になっておりますので、この付近については軽自動車の方に切り替えていくように現在は考えているところでございます。

○副議長（後藤 勲君） 日隈君。

○10番（日隈久美男君） これからです、やっぱり経費節約の面で、やはり軽自動車の利点が結果で示されておりますので、これからは、なるべく軽自動車でする使用車は、軽自動車に切り替えていただきたいと思います。

5番目になりますけど、玖珠町公用車取扱規定9条で、車両担当課長は、公用自動車の配車が困難と認めるときは、借上車を配車できるとありますが、年間借上車の台数は延べ何台ぐらいになるかお聞きします。

○副議長（後藤 勲君） 秋吉課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 延べ借上台数は現在7台であります。私どもの方で借上車を使用する場合におきましては、特殊なリース契約を行った方が良いというようなことの中から、こういうふうになっております。特に、補助事業等によりまして一時的に使用いたす公用車等々については、こういうふう借上をしておるところでございます。

ちなみに、現在の状況で申し上げますと、本年度設置されました包括支援センターが9月から2月まで

の6ヶ月に1台、それから19年1月まで3ヶ月の間に1台、農林課には、防衛事業等の関係で1年間に1台、転作現地確認用として2台で20日間、それから中山間地域直接支払事業の現地確認用として1台、現在借りているのが現状でございます。

○副議長（後藤 勲君） 10番日隈君。

○10番（日隈久美男君） 課長が今述べましたように、農林課、包括支援センターその他のことでありますけど、確かに農林課とか、一時的な場合でリース契約で使用しなければならない時期があるかとは思いますが。その中で繰り合わせをして、なるべくならリース契約に基づかなくてもですね、公用車を使用される分はできないもんですかね。公用車で借上車を借りなくても、自分とこの公用車でできないものか、お聞きします。

○副議長（後藤 勲君） 秋吉課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） なかなかそういう努力はしてますけれども、この行財政改革緊急4カ年、五カ年計画ができた段階で、やっぱり公用車をいくらかでも少なくしようということで、今ほとんど購入しておりません。来年の購入予定は1台ということで、非常に現場からは便利が悪いということで再三にわたって申し入れがあります。そういうことなんで、どうしても無理な場合は、補助事業等、それから走行距離の短い等については、やっぱりリース車でないといけないということで、先だってから私ども今予算協議いろいろしておりますけれども、いろんな声を聞いてますので、全体的な公用車の台数が、業務の内容にもよりますが、どのように考えるのかということで、現在整備計画がありますけれども、その見直しを検討を図るべきだと、そういうことで考えておりますので、将来的にもなるべく、仕事の関係でよければ、少しでも台数を減らすようにしなければいけないし、業務によっては、その分を借上げになる場合もあるかと思っておりますので、その付近については今後とも検討をしていきたいというふうに考えております。

○副議長（後藤 勲君） 日隈君。

○10番（日隈久美男君） 課長の言うことはよく分かります。削減すれば結局リースに頼らざるを得なくなるということではありますが、行財政改革4カ年計画の中でも、公用車の見直しを行い、集中管理車の増車を図るとともに、全体の所有台数を削減すると書かれております。年間150万円の削減目標とあります。これは150万、年間今からですね、計画として150万円の削減目標がありますが、150万円の達成ができるのかどうかですね、この今のお聞きした分で、燃料、軽自動車化、またリース、そして切り替えの分で、目標とされております、年間目標150万とありますけど、年間150万の削減ということでもありますので、そこ辺は詳細に調べたことがありますか。

○副議長（後藤 勲君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） 詳細には調べてませんが、今のその公用車の整備計画の中で普通自動車から軽自動車、そして公用車の削減等の関係で、それには車検費等を含めた維持管理費等も減になっておりますので、大体目標どおりにいきそうでありましたけれども、燃費につきましても、普通車から公用車に変え、そして乗り合わせということで、県外出張なんかには、県内出張、いろんなことで行ってます



けども、それで非常に明るい見通しがあったんでございますけれども、原油価格の高騰でガソリン代が上がりまして、非常に苦しい。だから昨年よりも燃料費は減になりました。燃料の使用量は、使用量が、使用量が減になると、皆の努力で使用量減になりましたので、使用料金も燃料費も減になってくれるとよかったですけども、使用量の減と燃料の高騰で、昨年と同じくらいになっているんです。非常に厳しいんですけども、私どもが掲げた改革プランでございますので、それに沿うように、また私どもの方で再度検討しながら努力していきたいというふうに思っております。

○副議長（後藤 勲君） 日隈君。

○10番（日隈久美男君） 私も申しましたように、やはりガソリン代の高騰、燃料費の高騰ということで、かなりの、今から目標に近づけるためには、努力が必要かと思いますが、通告はしていませんが、今回の補正の中でですね、公用車管理費でですね、マイクロバス購入1,850万円と出ております。このマイクロバスの年間の使用回数、かなりのものがあると思いますが、また、使用委託料金、使用料金等が分かる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 秋吉課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） それでは、急な質問ですので、私が企画財政課長として分かる範囲で答えたいと思います。

この福祉バスは、平成7年度に購入しまして、約11年を経過しております。走行距離にして約31万キロメートル以上だったと思います。そういうことで、買い替えをしたいということで12月議会に提案しております。大体ものすごく使用回数が多いもんですから、5ヵ年間平均を取ってみたんですけども、大体年間195回前後は使っております。そういうことで、今度の議会に上程しております1,850万で福祉バスを購入するんですけども、役場の内部、私ども内部の中で、やっぱり福祉バスを購入して新しくなったら、この際に使用基準の見直し、そしてやはり私ども陸運局とちょっと協議したんですけども、燃料費の実費は取っていいようなことも言われてますので、ここのところも、私ども町として今後とも検討していきたいというふうに思ってます。

ちょっともう1つ、資料を持ってないんですけど、ちょっと覚えてないんですけども、今、日田バスに運行委託契約しております、確か300万弱だったと思うんですけども、はっきりそこ辺のところはまた調べて報告したいと思います。

以上が私が知り得ておることでございます。

○副議長（後藤 勲君） 日隈君。

○10番（日隈久美男君） 突然の質問で申し訳なく思っております。

現在では使用料は取ってないということですね。

○企画財政課長（秋吉徹成君） はい。

○10番（日隈久美男君） 今から、これから新しくなったときにまた考えていくという方針でありますので、このことは、燃料費の高騰でやっぱりただというわけには、福祉バス、町内回ってる福祉バスでもお

金は取るんですよ。そういう観点から、やはり最低限のやっぱり使用料はいただくようにして、なるべく財政負担を減らすような格好で、今から、今後望みと思います。よろしくをお願いします。

それでは、2点目の自治公民館の合併浄化槽について質問いたします。

本町では、下水道事業困難の中、平成13年3月に改正されました「玖珠町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」第3条で、「この要綱の対象となる地域は玖珠町全域とする。」とあります。また、目的は、「生活排水に公共用水域の水質汚濁を防止するため、玖珠町が交付する。」とありますが、公民館については補助対象ではありません。各自治区等は、高齢化が進む一方、公民館の使用は年ごとに増える傾向がありますが、自治区の皆さんとともに話したりレクリエーション、食事などと思っても、トイレの使用が、足の痛みと等で苦痛で行けなにご婦人の方々が言っておられます。現在は、ポータブルトイレ、簡易トイレなどで腰掛けて使用できるようにしておりますが、いろいろな問題が生じていることも事実です。

そこでお聞きします。自治公民館数（1）は114だと思いますが、その数と2番目の現在使用している公民館の合併処理浄化槽の設置数をお聞きいたします。

○副議長（後藤 勲君） 芝原中央公民館長。

○社会教育課長兼中央公民館長（芝原哲夫君） 議員のお尋ねの自治公民館数であります。先程議員が言いましたように、玖珠町自治公民館の設置及び管理に関する条例に定めておりますとおり、114館であります。

それから、合併浄化槽の設置数ということですが、平成10年以降建設された自治公民館、さらには、平成13年4月浄化槽の改正に伴いまして、それ以降建設された自治公民館を加えますと20館に設置されております。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 10番日隈君。

○10番（日隈久美男君） 114館中20館ということですが、高齢化に伴うですね、水洗をと願う各地区からの問い合わせはあるのかないのかお聞きします。

○副議長（後藤 勲君） 芝原館長。

○社会教育課長兼中央公民館長（芝原哲夫君） 現在のところ2自治区より問い合わせをいただいております。

○副議長（後藤 勲君） 日隈君。

○10番（日隈久美男君） まあ114個あって2地区の問い合わせということですが、今後、結構ですね、こういうことは問い合わせが来るとお思いますので、今後の対応について、町長にお聞きしますが、自治公民館に補助は今までない、そのわりには、玖珠町全域、要綱の全域又は生活排水汚濁防止するためと、その条例で謳っていることと反しますが、今後補助をしないおつもりですか、お聞きします。

○副議長（後藤 勲君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） お許しを得て、自席からお答え申し上げたいと思います。

町内にあります自治会館114館は、ご案内のとおり公共施設であります。町所有の公共施設で管理運営を地元自治区がしてるということでありまして、平成10年から、先程も答弁申し上げましたように、平成10年から設置されました自治会館については浄化槽を設置しておりますが、それ以前のものについては、浄化槽が設置されてないということであります。

少子高齢化等に伴いまして、高齢者の方々が自治会館を利用する際に、やはりこの浄化槽による水洗等が必要だということで要望をいただいておりますけれども、先程申し上げましたように、100館余りの自治館でありまして、これは、本来公共施設でありますから、町が地域に補助を出すという考え方はセオリーとしてできないわけでありまして、自らが自らの施設の改修をするということになるわけであります。

したがって、それは年次的に、またまた、計画的にやっていかなければならないというふうに思っておりますので、現時点では問い合わせのありました自治会館については、対応できないということでお断わりを申し上げるところであります。将来に併せましては、例えば改築のときだとか、あるいは何らかの事情で改修をする必要が生じたようなときには、合併浄化槽の設置と併せて、工事として行うというふうなことも考えてまいりたいというふうに思います。補助制度としては創設する考えはないということでありまして、補助制度というのは、本来、公共施設には合わないのではないかというふうに思っております。

○副議長（後藤 勲君） 10番日隈君。

○10番（日隈久美男君） 町長の言われることは分かりました。

町としてはですね、これから自治会館にコミュニティ支援金、コミュニティボンドこれを創設すると書かれております。この金額から、このような補助を出すことは可能でしょう。可能と思われませんが、この支援金につきましても金額又は自治区に対しましての補助等ができるのか、このボンドでですね、できるのかどうか、このような用途についてお伺いいたします。

○副議長（後藤 勲君） 小幡自治振興室長。

○総務課長兼自治振興室長（小幡岳久君） お答えをいたします。

前回の全員協議会の中で、コミュニティボンド構想については、町長の方からご説明を申し上げております。その使用についてですね、細部の詰めはまだいたしておりません。しかしながら、施設の改修などについて、そのコミュニティボンドの基金を使うというふうには考えておりません。

以上でございます。

○副議長（後藤 勲君） 日隈君。

○10番（日隈久美男君） 金額ですね、じゃ金額はいくらぐらいあるのかですね、支援金が、1館にですね。

○副議長（後藤 勲君） 小幡室長。

○総務課長兼自治振興室長（小幡岳久君） 全員協議会の中で概ね町長の方がお示しをしたというふうにご考

えておりますが、金額、総枠については4,000万程度を予定をいたしております。中の配分等についてはまだ具体的に協議が終了してないです。全体4館で4,000万程度ということでございます。

○副議長（後藤 勲君） 日隈君。

○10番（日隈久美男君） 使途についてはこれから決めていくという段階になるんですね。1館1,000万、この使用料は施設等の改修には使われないということですね。じゃこれは何に使用するんですか、目的は。

○副議長（後藤 勲君） 小林町長。

○町長（小林公明君） お許しをいただきまして、コミュニティボンド、コミュニティファンドについてお答え申し上げますが、コミュニティファンドというのは、地域の住民の皆さんとそれから行政側の出資によって成り立つ基金でございます。

したがって、その基金をどう運用するか、管理するかということが一番大切になるわけでありまして、そしてまた、その金額はいくらかということでもあります。ただ今、総務課長がお答えしました金額は、現時点での執行部として持っているコミュニティファンドの行政側（町側）の出資金と申しますか補助金の総額でありまして、金額を議場で申し上げるのは予、算編成前でありますから極めて不謹慎なことではありますけれども、総額で4,000万ということでございまして、その使い道についてでありますけれども、原則その基金はそれぞれのコミュニティの所有物になるわけでありまして、所有物の自由裁量によって決定できるというのが原則であります。しかしながら、ボンドの性格上、それだけの取り崩しだけの理由がなければならぬということ、例えば、普通建設事業の実施、あるいは何か地域全体での社会保障等への取り組みの経費、あるいは環境保全のための活動経費、そういうものには充当することができるというふうに思っております。ただ、それも、議会で申します特別議決と申しますか、コミュニティの大多数の議決決定がなければ使えない。また同時に、出資金補助金として交付した町側への何らかのコンネクション、例えば同意を得るとか、町と協議をしないと、システムとして作らないと、このボンドが行政効果と申しますか、事業効果がないままに使用されてしまうという恐れもあるわけでありまして、その辺の細部の詰めを今いたしてるところであります。いずれ3月議会時点ではその辺の全貌をお示しした上で、議会のご審議をいただきたいというふうに思っております。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 10番日隈君。

○10番（日隈久美男君） 自治公民館も、これからいろんな活動等の資金ということでもあります。各自治会館もですね、大変今から変革の時代を迎えていると思われまして。また、自治公民館も、開館に伴いまして自治公民館の指定管理者制度もなされております。これからの指定管理者制度の中で、自分たちのまた館を守るということで、まあ私が思いましたのは、100万かかるなら10万でも20万でも負担を少なくしていただきたいというような願いからでございましたけど、これからいろんな分野で問題等が生じてくるとは思われますが、これからのですね、一つひとつの問題を片付け、新しい取り組みに立ち向かっていかなければならないと思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（後藤 勲君） 10番日隈久美男議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時41分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○副議長（後藤 勲君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、5番秦 時雄君。

○5 番（秦 時雄君） 5番秦 時雄であります。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、初めに、塚脇小学校のオープンスペースについて伺いたいと思います。

塚脇小学校は、平成2年に完成し、オープンスペースの教室は、当時、先進的な試みとして注目をされた、そのように伺っております。学校建設に際して、PTAや関係者に賛否両論があったように伺っておりますけれども、昨年の5月よりこの話が持ち上がり、隣の教室の生徒の声や音により、授業の妨げになり、各教室に間仕切りを設置してもらいたいなどの声が上がリ、そこで、子どもたちが良い環境で学習が行えるようにするために、PTA会員にアンケート調査を行った結果、「子どもの集中力の低下」、「担任の声が聞き取りにくい」、「低学力の要因ではないか」、「落ち着いた環境で勉強させてやりたい」、「その他」など、アンケートに答えた90%が、現状の教室の形態は良くないという結果が出ました。また、教職員の意見の聴取をしたところ、「集中できない」「特にワークスペース側の子どもも教師も隣りが気になって思考が停止してしまう」、「集中できないために定着率が悪い」など様々なマイナス面が挙げられています。

これらの諸問題を踏まえ、解決策として、教室に間仕切りの必要性を訴えられています。

11月15日に、PTA執行部の要請で、地元議員の皆さんによる授業参観を行い、問題点について検証を行いました。教室とワークスペースの間に間仕切りのない現状は、学習の場として問題点があり、改善の必要性を感じました。塚脇小学校のこのような現状に対して、どのような認識なのか伺いたいし、そしてその対策についてのお考えをお示しいただきたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 坪井学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） お答えをいたします。

議員ご承知のように、塚脇小学校は、平成2年に、当時の文部省の指導の下にオープンスペース方式で建設をされました。この背景には、昭和58年に、中央審議会が、児童生徒の学習意欲を高め、教育内容を確実に身に付けさせるためには、従来の一斉指導のみでなく、個々の児童生徒の特性に配慮した様々な学習指導方法を推進する必要がある旨の提言がなされたところでございます。

これを受けまして、昭和59年、文部省は、学校施設整備にあたっては、一斉授業を前提としたこれまでの教室以外に、交換授業、合同授業、チームティーティングなどの多様な指導方法を効果的に実施することができる多目的活用スペースの設置を図るために、義務教育諸学校施設費国庫負担法の施行令の改正が

行われました。これによりまして、建設をするときの補助対象面積が拡大をされたところでございます。

このオープンスペース方式についての特徴といたしましては、1つといたしまして、教室内や学校という概念、枠にとらわれない幅広い時間的空間的なスペースを確保する。2つといたしまして、学習者の自主性、主体性を尊重する。3つ目といたしまして、学習者の主体的学習を重視する。4点目といたしまして、学習の結果よりも、その過程を重視する。5点目、一斉学習を必要最小限にし、グループ学習、個別指導が中心になる。6点目、教科ごとに別々に教えることを避け、ある程度教科の統合を図る。7点目といたしまして、学習者自身の興味、関心、ニーズ、問題を基にして、多様な活動を保証する学習内容を作る。などの特徴が挙げられておるところでございます。

また、教師は綿密な環境設定と援助・助言という間接・直接の両面において学習者の主体的な学習を阻害することなく促進していくという、高度な指導性を要求されるように変わってきたところでございます。

こういった中、先程議員が申しあげましたように、学校関係者や保護者よりオープンスペースについて、「授業が集中できない」、「落ち着いた環境で勉強させたい」また、「冬季の暖房が効きにくくとても寒い」等の意見から、「間仕切りをしてほしい」等の要望がなされてるところであります。

教育委員会といたしましては、今後の塚脇小学校の再整備を含め、調査検討を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（後藤 勲君） 5番秦君。

○5番（秦 時雄君） 先日、私は、大分県内のこのオープンスペースを行っているですね、県下の学校、2校を訪問をいたしました。その1つは、初めから間仕切りを設置してる学校と、そして調べた結果、これはPTAの執行部の皆さん、また学校側が調べていただいた中で、県下で、その中で、県下で、間仕切りをしてない学校が塚脇小学校ともう1つありました。それは、別府にあります別府市立の南小学校というところでもあります。そこを私が一応行きまして、校長先生とか教頭先生に伺った、また私の感触をちょっと触れさせていただきたいと思っております。

この東庄内小学校、旧庄内町にありますけれども、教頭先生からいろいろ説明を受けました。この学校は、皆さんご存知だと思いますけども、国道210号線から大分に向かって右手の丘の上に建つ、大変洒落た、瀟洒な学校で、生徒数も104名であります。1学級、各学年別に20人、それ以下の教室であります。初めからその教室には、間仕切りとしてガラス戸が設置されておまして、非常に採光も良く、外からも中の様子が良く見えるようになっておりますし、ワークスペースも非常に明るくなっております。

その先生の説明によりますと、特に、新学期においては、1年生、入学の1年生はこの学習の集中力を養うためには、やはり間仕切りをして、そして授業を行っていくということでもあります。そして、だんだんと慣れてもらって、基本的には、全部の教室は開放して授業を行うということにしているそうです。その間、いろいろ授業内容によっては、隣の教室が非常に騒がしいこともあるし、そういうときには、そのときに応じて、ガラス戸を閉めて授業を行っているということでありまして、この学校は、そういう塚

塚脇小学校、オープンスペースの間仕切りのない教室の問題としては、そういう問題は起こってないということでありました。

もう1つは、オープンスペースの有する学校で、塚脇小学校のような間仕切りのない学校として、先程申しましたように、別府市立南小学校を訪問しました。この学校は3階建てであります。開校して3年の素晴らしい学校でありました。1階には幼稚園が併設されておりまして、2階、3階建てでありまして、ここの児童数は360名であります。

ここの校長先生からいろいろ説明を受けました。この学校の特徴は、ワークスペースが非常に広い。塚脇小学校のようなワークスペースの分ですね、一般に教室外の廊下みたいな広いところですね、これが非常に広くて、その向い側には、いろんな音楽教室とか、それとか家庭科教室、パソコンとか、その奥行きがものすごくあるんですね。非常にこれ、今の塚脇小学校の造りとは全く異なったような学校であります。そしてその2階、3階には教師のコーナー、第2教員の教室というか、そういうのがありまして、先生がほかの他の、たまにそこにそのコーナーに座って、そのコーナーは、その各階の教室が全体が見渡せるようにということ、非常に、これ何かのときに防犯上も非常に素晴らしくできた設計、またその内容が濃いものがありました。

確かに、その教育環境が本当に抜群でありますし、まして、その例えば教室に入る入口にしても、教職員が入る入口、生徒が入る入口、そしてPTAや地域の人が学校に来られて、中に入る入口は別にこしらえておりましてですね、本当にやはり新しい学校の造りというのは本質的に違うなということを感じました。

そこで、私も子どもたちの授業風景をいろいろ観察させていただきまして、横に行ったりして、隣りの子どもたちの、先生の声、子どもたちの声を聞かせてもらいましたが、塚脇小学校みたいなああいいう声は、大きい声は、あまりそんなに支障のない声であります。確かに隣りの声、先生の声、生徒の声も聞こえますけれども、それは非常に気にならない程度の声でありました。それは、やはりこのスペースが非常に広いということと、そこらへんと、この学校は、静かな授業と思考する授業作りに心がけているという、この一つの学校の方針というのがあるようでありまして、これがうまく合致しているようにありました。

そういうことをいろいろ、あと2校しか行ってませんが、途中で間仕切りを非常に問題、隣りの声で非常に勉強しにくいということで、間仕切りを、途中で間仕切りをした学校というのは、結構かなり上っておりますけれども、そういうことで、塚脇小学校のPTAの皆さんからそういう問題が出されておりますので、例えば、先程、東庄内小学校の教頭先生が言われたように、やはり1年とか、非常にこれは大事な年代であるということで、やっぱりその集中力を持たせるということに対してはですね、やはり間仕切りをしてきちっとして、そして授業を行っておりますということです。そしてだんだんだんだんと慣れてきたときに、それを徐々に開けていって、できるならば、基本的には全開をしながら勉強をしていくという、そういうふうになっております。

それですね、塚脇小学校のこの間仕切りの問題について、私も子どもの後ろに、一緒の目線に立って、隣の先生の授業、そして隣りから聞こえてくる先生の声、子どもたちの声をやっぱり見ると、これは非常にやっぱり何とかしていただかないとこれは悪いんじゃないかというのが、私たち現場を見た結果であります。そういう関係で、是非ともですね、是非とも、1年2年とか、非常に学校に慣れる、そして授業に集中するこの大事な時は、まずこれ1年、2年のその間仕切りは、何らかの形でこれは設置する必要があるんじゃないかと思うんですけども、そこらへんのお考えというのはどういうふうを考えられておられますか。

○副議長（後藤 勲君） 坪井課長。

○学校教育課長（坪井万里君） オープンスペースについては、平成2年に建設をして今日まで至っております。要望に来ていただいたときに、学校関係者ともいろんなお話もいたしました。例えば、オープンスペースだから間仕切りのある学校と違った取り組みといたしますか、例えば、授業が始まる時間、あるいは終わる時間というのをやっぱり、ちゃんとその学年ごとに、担任の先生、教師を中心に話し合っ、そういう取り組みはどうなんですかというようなお話もいたしまして、そういうことはやっておるということです。ただ、1分1秒ぴしゃっと同じ時間になかなか終わるということもできない。先程、この南小学校も静かな授業を心がけているということですけども、塚脇小にしても、やっぱりこれくらいの声でこれくらいのというような申し合わせみたいなことはやっておるわけですけども、なかなか特に低学年等については、慣れない、またオープンスペースに慣れないというところもあって、何とか改善をというふうにお聞きをしております。

いずれにしても、先程申し上げました、再整備も必要かなというふうには考えておりますし、どういう形が一番いいのか、間仕切りをしてくれということですけども、建物の構造とか梁がどこにあるとかかですね、あそこは全館暖房ですから、その暖房の吹き出し口があるとか、いろんな調査も必要ですし、一気にできるということは、なかなか今の財政ですので、段階的に整備をしていく、そういうふうには検討はしていきたいというふうに思っております。

○副議長（後藤 勲君） 秦君。

○5 番（秦 時雄君） 2校行ったまず東庄内小学校は、塚脇小学校のように全暖房ではありません。全くそれは入っていません。各石油ストーブが1室ずつにあります。別府の場合は、全くそういうあれはないそうです。何か地域の人が自由に使われる部屋が、割と広い部屋がありまして、そこだけは冷暖房が設置されていて、あとは冬でも暖房をすることはない。別府のいろんな地域性があってですね、する必要はないということは何っております。

今、教育課長が言われたように、是非ですね、先送りというのじゃなくして、これは大事なことだと思いますので、間仕切りをできるだけ早くお願いしたいなど、そういうふうをお願いしまして、この質問を終わります。

続きまして、学校における英語活動の推進について伺います。



平成17年度に文部科学省が行った小学校英語の実施状況調査によりますと、全国の公立学校2万2,232校のうち、2万803校が実施しており、その割合は93.6%に上っています。この報告書を取捨する形で、全国の小学校では英語の学習を行っているようで、政府が進める構造改革特区制度を利用して、本格的な英語の学習を行う自治体も全国に広がっているようでもあります。また、必修化は国際社会の潮流にもなっており、アジアでは、タイが1996年に小学校1年生から実施をしており、韓国では、97年に小学校での英語を必修化し、中国では、2001年に必修化を都市部から段階的に導入し、開始をしています。さらに、フランス、ドイツなどEU諸国でも、小学校英語は既に多くの国で定着している状況であります。そして、わが国におきましても、英語活動の取り組み内容を伺うと、英語を通じて児童に外国の言語や文化、興味や関心を持たせる積極的なコミュニケーション能力の育成を行っております。歌やゲーム、簡単な挨拶、寸劇などを通じた英語を聞くことを、話すことを中心に、楽しみながら英語に親しむ活動が行われております。

本町においても、小学校によっては英語の指導が行われているようでもありますけれども、この21世紀を担う子どもたちの豊かな国際感覚を身につけられるよう、本町も小学校に英語活動を積極的に行っていたきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 秦議員ご質問の、小学校における英語活動の推進についてですが、まず、この英語活動が小学校の教育活動のどこに位置づけられているかということから申し上げますと、これはもう議員ご承知だと思いますが、平成14年度から文部科学省が本格実施をいたしました新学習指導要領の中に、新たに総合的な学習の時間を加え、編成されております。その総合的な学習の時間の中に、国際理解という項目がございます。その中で、英語活動に取り組んでおるということであります。

本町におきましては、英語指導助手を活用して、英語の授業を活動を行っている学校が4校ほど、9校中4校ほどございます。他の小学校につきましては、総合的な学習の時間の項目は国際理解だけではございません。他に情報、環境、福祉健康、そして児童の興味、関心に基づく課題、また、地域や学校の特色に応じた課題等々があります。町内の小学校では、必ずしも他の5校につきましては英語教育にこだわらず、地域や学校の特色に応じた課題に取り組んでおるところでございます。

議員ご指摘のように、いずれにしろ、小学校における英語活動のあり方というものが、避けて通れない課題であるというふうに、私どもも認識をしておるところであります。先進的な学校や地域の取り組み等々を参考にしながら、小学校における英語活動につきましては、調査研究を進めるとともに、希望する学校へは支援をしていきたいとそうように考えておるところであります。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 5番秦君。

○5番（秦 時雄君） 2004年度の文科省の調査によりますと、公立小学校における保護者の70%がその英語教育を必修にすべきだというこの結果が出ているようであります。そこで、今年の3月の末に中教

審がですね、外国語専門部会が、小学校5年までの英語を必修にすべきだという報告がまとめられたという報告がなされております。それによると、2011年（平成22年度）から、5年生からですね、英語の必修化とすると。必修化にするという報道がなされておるようであります。私そこらへん詳しいこと分かりませんが、今、教育長が今後の小学校の英語の活動についてですね、教育というのは大変言い方は良くないかも知れませんが、英語活動に関してはできるだけ積極的に推進していくということで、是非お願いしたいと思っております。

続きまして、文化行政について質問をいたします。この質問は、昨年の丁度12月議会において全体を行うつもりでありましたが、時間がなく、町長に1点だけをお聞きしまして、その文化・芸術の振興策について町長のお考えはというですね、ということで質問をさせていただきました。

その中で、町長の答弁は次のとおりでありました。「文化・芸術には高低の差、あるいは優劣の差そのようなものではなく、等しく尊重されるべきものだというのが原理原則である。町行政が絵を描いたり音楽を奏でたりすることは避けるべきであり、あくまでも、行政は文化活動を行う者の自主性を尊重するのが基本であると思います。町としても町民が等しく文化・芸術を鑑賞し、その活動に加わり、これを創造することができるような環境の整備、即ち芸術の鑑賞だとか活動の拠点作り、文化・芸術の公演等に対する支援、そのようなことを行うことが、文化・芸術の振興策の国・地方自治体を問わず中心になるものと考えております。」と、このような答弁でございました。

町長のその基本的な考え、これは私どもが認識している、私たちの考えと全く一致するもので、そのとおりだと思っております。町長のその基本的な理念の下で質問を行ってまいりたいと思います。

まず、初めに質問であります。文化・芸術の拠点づくりについてであります。

本年9月議会で、清藤議員から、文化会館の基金が2億4,000万が積み立てられているが、文化会館の建設のその予定はあるのかと質問に対して、企画課長の答弁では、メルサンホールが平成13年に完成したので、クラシック音楽や絵画などの芸術鑑賞の場、文化的な発表の場など、同一の機能を持った施設を建設する考えはないが、17年3月議会に出された、文化施設を建設すると定義づけられたので、博物館や美術館、歴史民俗資料館などの文化施設の建設については、今後検討の課題だと認識してるとの答弁がありました。

そのような文化施設やその文化の拠点というのは、玖珠町にとって大変必要だと私は考えておる一人です。玖珠町の美術展や、いろいろな団体が行うが、このメルサンホールを使っていつてるわけです。そのメルサンホールの2階のホワイエとか健康相談室、学習室などを利用して行われております。本当にこれは、会場設営にしてもですね、パネルを運送しなくてはならないし、その施設がですね、それによって傷つかないかと非常にこれ気を使いながら作業をしているわけです。また、その会場づくりや、また照明などのいろいろな条件が非常に良くない。絵画を鑑賞するにはちょっとですね、そういうふうな元々鑑賞するような施設をもって造られたのではありませんから、それは致し方ないかも知れませんが、これに代わる施設は是非とも必要と私は思っております。

そこで、この文化会館、文化施設の建設、いろんな、例えばその中には、歴史資料館とかですね、それとか来留島武彦を顕彰する建物だとかいろいろ考えるわけでありましてけれども、本当そういう玖珠町の歴史を知る上で、また、子どもたちの、玖珠町の歴史を知っていただいて、やっぱりその基本というのはやはり過去のいろんな遺物を見せていくのが、これは大きな大事なことだと思っています。そういうことを含めまして、その美術館、今、美術館となると、非常に全国の美術館を見ますと、財政的には非常に大変な状況で、四苦八苦してるようでありましてけれども、せめてそういった資料館なり資料文化施設とそういう形で、また、そこで美術展とかですね、そこで展覧会などを行えるような、個人が、グループが、そういう施設も私は必要だろうかと考えております。そして今、各自治会館が4月1日発足いたしますけれども、この今、森自治会館、また玖珠自治会館の建設はこれから予定されておるわけでありましてけれども、是非ともですね、その玖珠自治会館の方は基本設計が行われるということで伺っておりますけれども、そういう施設の中にも、そういった手作りの作品、今、高齢者の方が、生活工芸とか絵画とかそういうのを、俳画とかですね、非常にたしなんでる人がたくさんおられるんですね。そういう発表の場というのはですね、そういう場所が、適当なちゃんとした場所が非常に必要じゃないかと私は思っておりますけれども、それらを総称しまして、文化・芸術の拠点づくりについて伺いたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 芝原社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（芝原哲夫君） ただ今、議員さんの、回答いたします。

本町においては、児童文化の拠点活動ではわらべの館、また、文化・芸能の活動拠点としてはメルサンホールが象徴的な施設として運営されておりますことをご承知のとおりです。

年間を通じましては、メルサンホール、中央公民館を中心としました各種共通事業、また、民間団体の芸術・文化活動の拠点として、練習や発表会が行われております。11月だけで見ましても「桂 文珍独演会」をはじめ、多彩な催し物が開催されております。芸術・文化の活動拠点として町民の皆さんに活用されていることがご理解いただけたと思います。

また、わらべの館においては、他市町村にはない、児童文化の拠点として、年間を通じ多くの人に利用されております。使用しやすい、親しみやすい拠点施設を目指しております。今後とも町民の方の文化・芸術活動の拠点施設としての運営を行っていきたくと考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 秦君。

○5 番（秦 時雄君） 私の今質問でございますけど、課長から現状の報告でありますけれども、将来的にどういう形ですね、そういう拠点の構想なりそういうものがあるのかという、そこらへんのことをお聞きしたかったんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 芝原課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（芝原哲夫君） 先程の議員にありましたように、基金として、今まで文化会館というようなことが、文化施設ということになりましたので、将来はそのようなことになろうかとは

思います。

○副議長（後藤 勲君） 秦君。

○5 番（秦 時雄君） 是非ともですね、そういう施設を造っていただきたいなど。これはいろんな関係の方々からのやっぱこれは要望でありますし、本当に希望を持たれております。そして、先程言いましたように、自治会館についても、できることなら、そこら辺の展示ができるような施設も入れていただくと、有効に使えるなど。年配の人が本当に一生懸命作られて、それを皆に見せていただく、見せる場を作ってあげるというのは非常に大事なことだと思っております。そこら辺のことをよくご理解をいただきまして、今後取り組んでいただきたいと、私は切にお願いを申し上げます。

続きまして、町民の多彩な文化活動の支援についてでございます。

もう本町も財政の中、行財政改革を推進してるわけでありますが、厳しい時代だからこそ、文化振興に関する施策を推進し、心豊かな活力ある生活を実現しなくてはならないと思います。過去の文化振興政策に成功した例としてですね、皆さんご存知かと思いますが、アメリカが挙げられます。このアメリカは、ご存知のように、ルーズベルト大統領が、大恐慌、要するに30年のあの大恐慌を乗り切るために、ニューディール政策というものを行ったわけでありまして、この新規まき直し政策と申しますと、誰しもあのテネシー計画とか、テネシー開発とか、大規模な公共事業を中心とした総合開発などのイメージがわくわけでありまして、実はニューディール政策も、もう1つの大きな柱というのがありますね、これが文化芸術振興政策であったわけでありまして。美術・音楽・劇場・作家・歴史調査などの5つのプロジェクトが生まれ、大不況の中で、徹底した文化芸術政策が実行されました。5,300人の美術家、1万6,000人の音楽家、1万2,700人の劇場関係者が国から直接雇用され、文化芸術の振興を強力に推し進めた結果、不況にすさんでいたアメリカ国民の心に明るさや勇気がよみがえった。第二次世界大戦後には芸術の中心がパリからニューヨークに移り、ハリウッドが巨大映画産業に成長していく基礎になったわけでありまして。本当はそれほど文化芸術の力は大きいのであります。ですから、欧米では文化芸術政策に力を惜しまないのであります。国家予算全体を占める文化関係予算は、フランスが1%で世界第1位、日本はその10分の1で、僅か0.1%であります。平成13年12月に文化芸術振興法が成立してこのかた、当時は800億円だった文化予算がやっと1,000億円を超えました。お隣の韓国は日本の6倍で0.1%、アメリカでは寄付金で文化事業が成り立っておりまして、日本円にして1兆1,300億円を超えております。日本の60倍となっております。

このように、先進国といわれるわが国は、他国と比較では、大変に乏しい文化予算であることが分かります。本町には、文化団体や美術団体、音楽団体様々な団体等によって、様々な催しが行われております。町民の文化芸術に対する熱意やエネルギーを実感するものでありますけど、即ち活力あるまちづくりは文化芸術には欠かせないものであるといえます。そのためには、文化活動支援のための財政支援策も必要であらうかと思っております。美術、伝統芸術、芸能、演劇、舞踊、音楽、伝統工芸、民話、文芸など、町や町民が主催する多彩な文化活動に対する支援について、本町はどのような取り組みがなされてきたのか、また、

今後どういう支援を充実をされていくのか伺いたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 芝原社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（芝原哲夫君） ただ今、議員さんの、町民の多彩な文化活動の支援についてであります。文化芸術振興基本法にのっとり文化庁の地域文化振興策としまして、多くの国から事業紹介をいただいております。その中で取り組んでおりますのは、文化芸術による創造の町支援事業、ふるさと文化再興事業、伝統文化子ども教室事業等、いずれも教育委員会が窓口となりまして、補助金申請にあたりまして、実施団体への助成や支援、助言を行っているところであります。

文化庁の地域文化振興策につきましては、今後も最大限の活用を考えていきたいと思っております。

また、町独自の事業としましては、玖珠町メルサンホール事業、青少年に本物の芸術を身近に触れていただくために、青少年劇場、巡回音楽会、それから玖珠町文化祭、玖珠町美術展覧会、大分県はなし方中央大会等を実施しております。

文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨として、直接的な支援としては、補助金申請、助言、文化団体に対する会場使用料の減免、間接的には、広報や呼びかけ等、支援を行っているところであります。いずれにしましても、芸術文化活動団体との連絡を密にしまして、自発的な活動に対しての助言や支援を今後も行って行きたいと考えております。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 5番秦君。

○5番（秦 時雄君） 先程お伝えしましたけども、町内にはたくさんな美術団体とか、非常に楽しみながら絵を描いたり、工芸を作ったり、俳画を楽しんだり、南画を楽しんだり、いろんな方がおられるわけですね。できましたら、そういう人たちに対して、1年に1回ぐらいですね、特定のこの人、この人の、まあ本当に緻密ないろんな工芸を作ってる方がおりますけど、今年はこの人に焦点を当ててですね、そして町が支援して、やるのはその民間が主体になるんですけども、展覧会をやってあげるとかそういうことも必要じゃないかと思えます。そして、まして今、高齢化、少子化というですね、それは非常に叫ばれていまして、そういう中にはさまにいますですね、おられます若い人、10代の終わりから20代とかですね、結婚をされてないとか、されて、本当に若い人ですね、そういう人たちに対しても、やはり町が音頭を取っていただきまして、1年に1回ぐらいメルサンホールを無料提供しましてですね、そこでいろんな音楽、アマチュアとかいろんな方が、町内の人が寄って、そういった音楽をするのもいいんじゃないか。そういった非常に、こう非常に隅々というか、行き届いたようなその文化の施策をやっていただきたいなと思っておりますので、またよろしく願います。

それで、この文化行政の最後の欄であります。文化芸術振興基本法に沿ったその条例の制定及び基本指針の策定も必要ではないかと、考えを伺うわけでありまして。それはなぜかといいますと、平成17年に国によってですね、12月に文化芸術振興法というのが制定されました。それによって国とか、国、県、市町村のですね、についてこのきちっと施策といいますか、そういうものが明記されているわけですね。そうい

うことで、極めて貧弱であります日本の文化芸術振興政策は、経済大国への成長の影で軽視されてきた文化芸術振興策の充実が、心豊かな21世紀の日本を構築するためには欠かせないということでもあります。この文化芸術振興基本法が制定13年に制定され、大分県も平成16年に、大分県文化振興条例が制定されました。文化芸術の役割は人々に潤いや生きがいをもたらす、心を豊かにする上で大きな力を持っているということは先程申しましたが、この玖珠町の法律と言うべき玖珠町政のですね、執行に必要な条例や規則、規定などが定められておりますが、文化芸術の振興のための条例は、残念ながら定められてはおりません。要するに、行政にとって、文化は、単に装飾や贅沢ではなく、経済政策や福祉事業と並ぶ重要な政策課題として、今回の平成17年に制定された文化芸術振興基本法で、そこで制定されてるわけでありまして、経済政策や福祉事業と並ぶ重要な政策課題として位置づけられておるわけでありまして、そういうことでもありますし、わが町もですね、そういう意味で、文化芸術振興基本法に沿った条例の制定及び基本指針の策定もしてもいいんじゃないかと、私はそういう考えを持っておるわけでありまして、ここは町長にお聞きしたいと思っております。

○副議長（後藤 勲君） 小林町長。

○町 長（小林公明君） 具体的な文化振興策、文化振興基本法に基づきます、町の条例制定あるいはその文化振興団体のための助成の問題については、社会教育課の方で担当いたしておりますので、社会教育課長の方に答弁をさせます。

○副議長（後藤 勲君） 芝原社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（芝原哲夫君） それでは私の方から。

先程来、文化芸術振興基本法が出てきましたが、この中で、地方公共団体の責務として、第4条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し国との連携を図りつつ自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と記載されております。さらに、地方公共団体の施策としまして、第35条「地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために、必要な施策の推進を図るよう努めるもの。」とされております。

この法律の中で再三謳われておりますのは、文化芸術の役割は今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要であることと、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することです。

玖珠町においても、同様の認識を持ちまして取り組みを進めておるところであります。現在の文化芸術振興に関する基本方針としましては、玖珠町第4次総合計画の基本計画2のD「玖珠ならではの地域文化の振興」の中の2「玖珠文化の振興」の項目に規定されておりますように、今回質問がありましたように、条例の制定には至りませんが、当面は、玖珠町第4次総合計画にのっとりまして、事業を実施していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 秦君。

○5 番（秦 時雄君） 国が決めました文化芸術振興基本法は、県、市町村、その責務をきちっと明記しておるところでありますので、できましたら、そういうふうにして文化条例なりそういった条例を制定しまして、そういった文化の豊かさ、このことに関して、本当に一番また重要なことと私は思っておりますので、是非とも将来的に、また将来的にでなくて、できる限りこういう条例も制定をしておくことが大事ではないかなと、私は思っておる一人であります。

続きまして、納税者の利便性と税の収納率のアップの提案でございます。

午前中の宿利議員の質問にありましたように、納税徴収率のアップということでございますけれども、平成16年に、地方自治法施行令及び国民健康法での改正により、地方税及び国民健康保険の徴収がコンビニでの支払いが可能になっております。本町では、身近なコンビニで支払える仕組みを整えてはいかがでしょうか。

現在は、税金について、金融機関のみでの受付でございますけれども、共働き世帯などから、納税したくても、金融機関の窓口の開いている時間帯では都合がつかないという人もいるかも知れません。コンビニでの納税の可能性になれば、町民の利便性は高まり、収納率は少しでもアップするのではないかとそういうふうに私は思っておる一人でございます。その導入についてのお考えを伺いたいとあります。

そしてもう1つは、その地方自治法が改正されまして、その中で、地方の自主性ということ、自立性の拡大を図るという措置の中で、財務に関する制度の見直しとして、クレジットカードによる税金の納付が来年4月1日より行われるようになっております。これがクレジットカードでもできるということになっておりますけれども、それについても伺いたいと思います。お考えを伺いたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 大塚税務課長。

○税務課長（大塚章雄君） それでは、秦議員さん最後の質問にお答えしたいと思います。

コンビニ収納につきましては、平成15年4月より、地方自治法施行令の改正によりまして、私人に歳入の徴収又は収納の委託をすることができるようになり、コンビニでの収納が可能になりました。メリットとしまして、議員さん言われましたように、納付者の支払い可能な場所や時間が広がることにより、利便性が向上し、収納率の向上につながると思いますが、現状では、電算を含む納付までのシステムは、コンビニ収納に対応できないということもありますし、収納に、10数社あるコンビニの中で、どこのコンビニとの契約をするのか、また、契約料、手数料などの検討も必要であります。現在、電算システムの見直しを進めておりますし、更新時期に合わせまして、コンビニ収納に対応できる収納システム、機器の構築、またコンビニ収納代理機関、対象税目をどういう税目にするのかなどの選定や、手数料の比較など、様々な課題もありますので、今後調査研究してまいりたいと考えております。

2点目の、クレジットカードによる納付について、導入の考えをという質問でございますが、コンビニ収納同様に、地方税法第20条の6第1項（第三者の納付又は納入及びその代理）の規定によりまして、クレジットカードを使って納付することは可能であります。本年、平成18年3月13日付けで、クレジットカードを利用した地方税の納入について、自治省税務局企画課長通知が発出されておりました、地方税法

の規定との関係について、納税者がクレジットカードの提示等により地方税法の納付を行う場合、当該地方税法等を納税する義務は、クレジット会社等から地方団体に、当該地方税等に係る金銭が実際に納付された時点において履行されるものであり、納税者がカードの提示を行っただけでは、納税義務が履行されるものではなく、納税者がカードを提示した時点等において、納付が行われた旨の領収書や納税証明書を発行することはできないこと。この点につきましては、先程議員さんもちよつと言われておりましたが、本年5月の第164通常国会において、地方自治法の一部を改正する法律が可決成立し、6月に公布されており、その改正法においてはクレジットカードを利用した歳入の納付に関する規定についての改正が含まれております。

また、カードの利用に係る手数料負担の問題、支払い方法に応じて期限の利益を受けることになることや、利用者に対しては、その利用額に応じたポイントサービスなどの利益還元が行われることが多いことなど、他の収納手段、これ指定金融機関・収納代理金融機関・口座振替を利用する場合とは異なる利益が納税者に発生するなど、留意されたいという通知もあり、納税機会拡大を意図した一つの有効な手段かと思いますが、いろいろな課題もありますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 5番秦君。

○5番（秦 時雄君） 午前中の宿利議員の質問の中にもありましたように、納税組合がもうほとんど廃止されて、唯一、玖珠町、九重町ということでお聞きいたしましたけども、これから非常にこれからの税の徴収としては、そういうコンビニとか又はクレジットカードによる支払いというのがですね、これからやっぱり検討すべきことであると私は思っております。

全国の地方自治体を見ますと、例えば広島とか海田町というですね、それから愛知県とか、それとか町ですけれども、それとか群馬県なんかですね、この実際に地方税全般の納金とか、また軽自動車、国民健康保険ですね、その二つの納税、実際行われてるところコンビニによる納税が、そういうのがありますので、是非検討されて、町民が一番払いやすい支払の方法、なおかつ、それが非常に徴収率がアップすればですね、これに越したことはないと思うのであります。

以上をもちまして、質問を終わります。

○副議長（後藤 勲君） 5番秦 時雄議員の質問を終わります。

次の質問者は、3番松本義臣君。

○3番（松本義臣君） 3番松本義臣でございます。通告に従いまして質問をいたします。また、議長のお許しをいただき、一問一答方式でご回答をお願いいたします。

また、今日は、18年の最後の議会でございますし、私の今までの質問の仕方が、なかなか長い点もございまして、今日は簡単にいききたいと、それで簡潔にいききたいと思っておりますので、若干私の質問内容の説明が不足のところがあるかも知れませんが、それは回答する方でご理解いただき、それを含めて回答いただければありがたいというふうに思います。



それでは、今日はですね、まず、公用車に青色回転灯を取り付けて防犯パトロールの導入をしたと、それが1点と、先程、いろいろ新聞報道でありましたように、平成18年度予算の水稻災害の対策についてであります。それともう1つは、学校施設の関係の修繕についてであります。それと4点目は、本当に長い間の懸念であります、八幡地区の簡易水道の設備建設にむけての飲料水の現況調査がなされましたが、そういった結果について、今日は質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますけれども、11月の13日に、九重町と玖珠町が合同で、公用車に青色回転灯を取り付けて、玖珠警察署をスタートしたとそういう記事を見ました。その中で、本当にですね、職員はもう研修をそれぞれ行い、そしてパトロールのポイントを学んで、そして九重町が2台、玖珠町が2台ということで、4台でありますけれども、県下では87台目ということで、これを見ますと、玖珠町も何番目ぐらいにしたかというのは、大体予測がつくでありますけれども、やはり17年の12月1日に報道もされましたけれども、私もそのときに、17年の12月の議会で、公用車に青色回転灯を付け、また、防犯のステッカーですか、そういったのを付けて、そして子どもたちを守る防犯活動のことを、公用車を利用してやったらどうかというようなことも提案をさせていただき、また質問もさせていただいたところでもあります。

そういうことで、県下では、私が知る限りでは、17年の12月1日に中津市で6台ですが、出発をしたということでございましたけれども、私も、私事を言うては申し訳ありませんが、一応防犯協力会の方を八幡の方でも担当いたしております。そういうことで、非常にこれは興味がありますし、また、公用車などを利用してですね、町内の防犯活動に行政と一緒にやって展開をしていかにやらないと、こういうふうで、今回のこの青色回転灯の取り付けたそのことにつきましては、非常に私町民の一人といたしましてですね、大変嬉しく思っております。今後のことも期待を、活動についても期待をしております。

そういうことで、先程台数のことを言いましたけれども、まず1点目は、配置台数で、行政の中であれば、この配置台数をした2台はどこが担当するのか。それとまた、回転灯設置までの装置までのですね、申請認可。これはもう皆さんご案内のとおり、私も少しは承知しておりますけれども、少しずつ認可の申請も緩和されたということで、また、防犯団体のグループがこういうことをですね、今から、玖珠町の場合はこういうこと、まだしていませんけれども、他町村においては、本当に多くの、全国的にも多くですね、こういう活動が取り入れられているのは、ご承知のとおりであります。そういうことで、そういった申請、認定ですね、そういったまでの経過を教えてください。

それから、この2台でありますけれども、担当部署も決まってしまうから、今後のパトロールの実施計画。それと3点目は、今、玖珠、八幡、今度は北山田の方にも自治会を通じて防犯のいわゆる子を護り隊というようなこともできておるわけでありまして、こういったことを総称して、今、玖珠郡の中ではそういう協会の中でやっておるようにはありますけれども、こういう町だけはおるが、そういった民間のですね、活動団体をもう1つにして、町独自のそういった活動本部など立ち上げて、これは立ち上げることができないかどうか。そしてそれで併せまして、今後、団体や町民に、行政としてこういった防

犯活動の協力、そういった推進、こういうことを指導してどういうふうにしてやっていくのか、こういうことに対して質問をさせていただきたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 小幡総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（小幡岳久君） お答えをいたします。

まず、青色回転灯の車の導入について、評価をいただきましてありがとうございます。それから議員、前年度の議会において、パトロールの実施等防犯体制の整備につきましては、ご指摘を受けまして、早速関係課、総務、企画財政、学校教育、社会教育と協議をいたしまして、公用車にステッカーを配布をいたしたところでございます。

まず、1番の配置台数、担当部署及び申請、認定までの経過でございますが、昨今の社会情勢の不安を背景に、警察頼みではなく、自主防犯の動きが活発化しております。玖珠町でも、郡防犯協会の補助を受け、教育委員会の配置車2台に青色回転灯を設置をいたしております。担当については、防犯の関係から総務課が申請などを行いました。園児、児童及び生徒の安全確保の観点から、教育施設との往復の機会が多い教育委員会の車両に装備をしたところであります。

2点については、公共団体又は公共団体から委嘱を受けた者が、パトロールを行う車両について設置を認めるとされておりますので、玖珠町で申請を行い、認定を受けて、11月13日に玖珠警察署での証明書の交付を受けました。自主防犯組織からの委嘱の要望もございましたが、諸経費の負担や事故発生時の補償の問題などから、委嘱を見送り、町が独自にパトロールを行うことといたしてまいりました。

2番目の、パトロールの実施計画についてでございますが、申請の際に、警察署にも提出をしておりますが、見せる防犯活動を行うことにより、園児、児童、生徒に対する犯罪の未然防止、又は地域の安全確保の推進を図ることを目的として、学校行事や社会教育活動の実施に併せて、担当課の職員2名以上の乗務により、町内教育施設の往復などに、青色回転灯などを回転させながらパトロールを実施しております。また、乗務員については、警察の講習を受ける義務がありますので、11月9日に、玖珠町役場会議室で、総務課及び教育委員会、本町職員を対象に講習会を行っております。

3点目の、町内防犯組織の課題ご指摘でございますが、町内全団体を対象に本部を立ち上げることにについては、可能だとは考えております。しかしながら、議員ご指摘の中にもありましたが、現在、4つのコミュニティが動き始めた段階でございます。地域によっては、コミュニティの一組織として、また、独立した組織として、地域の防犯に活動をいただいております。また、組織の会費についても、集めているところ、集めていないところそれぞれあるようでございます。それぞれの組織活動の長・短所があるかと思っております。

したがって、暫くは地域の自主性を尊重したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（後藤 勲君） 3番松本君。

○3番（松本義臣君） この青色回転灯の公用車でございますが、私もこの報道で知り得た分でございます。

けれども、本当に毎日ですね、この新聞記事になります。それで、11月の15日の本町のパトロール式でありましたけれども、このくらいの記事でありました。しかし、中津なんかになりますとですね、非常に大きな記事になりました。というのが、内容を見てもみますと、若干前向きな形というものは理解をするわけでありましてけれども、やはり内容がまだまだ今から検討をし、また、いろいろな形で増やしていくとそういうことも必要じゃないかなと思います。

先程、課長の方から話がありましたように、私も玖珠町の方でいろいろお話聞くわけでありましてけれども、やはり防犯それから交通安全対策、やはりこの防犯活動は今、見せる姿、見せる行動といいますか、見せるパトカー、そういったことで頑張っておると。そういうことで、まず中津市とか大分市、別府市とかそういったところを例に取りますと、この大きな市町村は、やはり合併等がありましたから、そういったこともあろうと思います。しかしながら、日出町、九重町、玖珠町は単独の町でありましたので、2台ということでスタートはしたと思いますけれども、先程の課長の、総務課と教育委員会の職員の11月9日に研修をなされたとういうことで、私は4人だけかなと思ったわけでありまして、その後の進展もここであったというふうに聞きました。

それで、その1、2例を例に紹介しますと、大分市では、公用車を18台、ツートンカラーでやっていますから、本当にパトカーみたいですね。それと日出町もツートンカラーというような感じで、これは2台ですけど、本当パトカーみたいな感じの中で、天井に青色回転灯が付いています。ここで一番ですね、違うのは、大分市におきましては、やはり場所も広いわけでありましてけれども、職員が全員ですね、こういった、先程課長の説明にもありました、自主防犯パトロールの実施者講習会ですか、これをやはり全員の職員が受けてやっておると。だから、今回初めての玖珠町の取り組みでありましたけれども、総務課、教育委員会を皮切りに、また全職員がそういう講習を受け、そして全職員すべての公用車にこういったことを取り付けて、町内を走り回って行けば、非常にその効果はあるんじゃないかと。その中で、防犯のステッカーですか、これを私も貼っておるわけですがけれども、これを貼っておきますと、本当に子どもたちがですね、また、私たちも気軽に子どもにも声掛けられますし、子どもたちも、おいちゃん、おいちゃんと言ってですね、反対に声を掛けてくれます。その中で話を、車を止めて話もされるような今、状況にもなりつつあります。そういう中で子どもと地域の人たちのそういったコミュニケーションの場もできるとこう言ったのが、この1年間、本当に県内では87でありますから、順番はどうにしろ、本当に努力をしていただいたということで、また先程の繰り返しですがけれども、職員全員がこういった受講を受けられて、そしてこの公用車に、全公用車にですね、こういうのを付けて活用していただければいいと思います。

それで、ちなみに単価はこれはいくらぐらいでありますか。

○副議長（後藤 勲君） 小幡課長。

○総務課長兼自治振興室長（小幡岳久君） 今回の取付けですが、具体的には、郡の防犯協会から平成18年度の事業費として、青色回転灯の事業を実施をいたしております。その事業経費が、防犯協会の予算上では20万ということになっておりまして、九重町と玖珠町2台ずつでありますので、1台がいくらというこ

との単価については、手元に持ち合わせておりません。事業費予算として一応20万ということでございます。ご理解いただきたいと思ます。

○副議長（後藤 勲君） 松本君。

○3 番（松本義臣君） わかりました。それではまた、1台当たりの単価とか、また後でお聞きをいたしたいと思ます。

それでは、2点目に移らせていただきます。

2点目は、18年産の水稻栽培被害対策であります。これもですね、私もずっと水稻をしておったわけありますけれども、今、畜産の方をやっておりますから、1反ばかり植えていました。しかし、最初、いわゆる分蘖時期はですね、非常に今年は豊作になるぞと、私なりに考えたわけあります。そしてしておりましたら、秋の、私ヒノヒカリを植えておりましたが、秋のだんだんになって、刈るところまでは良かったんですね、そして後で玄米をしたときにびっくりをしまして、本当に、昨年よりも少なくてですね、もうこの報道が、あっ、これは本当に本当だなということを実感をしたわけあります。そういうことでこれを取り上げてみました。

この先程お話ししましたように、この9月頃は非常に水稻は良いと思っておったわけありますけれども、予想外に不作になったとそういうことで、多くの農家がですね、農業共済金というのを掛けておるわけありますけれども、その農業共済金の支払い対象から外れる深刻な事態になっておるとというのが、段階的にですね、一番最初は、大分の農政事務所が10月の26日に、米の作況指数が県内で79、それから日田玖珠が86というような指数を発表したのは、皆さんご案内のとおりでありまして、それに向けまして、県の方が順次ですね、そういう対策をし、それをまた報道機関の方で県民にお知らせしたことは皆さんご承知のとおりと思ます。

そういうことの中で、まずこの共済の支払い制度これはもう私もそういったことで稲を作っておりましたので、自分のところの稲がどのくらいの要するに不作であったときには70%、40%、30%そういった率があるわけですが、そういうところでの共済の支払い制度があるということはもう皆さんご承知のとおりでありますけれども、やはり今言うように、本当に予想外の不作となったと。そういうことで、やはり水稻は少なくなったと言いながらも、やはり家計を占める割合というのは結構やっぱりあると思ます。

その中で、第1点目は、多くの農家がですね、農業共済の支払いの対象から外れると、そういうところで、本町にはそういう状況は、今、こういうのがあるのかどうか1点聞きたいのと、また、この共済制度は、先程申し上げましたように、被害状況を先に出して、そして評価員さんというのが現地を見て、そしてそういう経過をたどって、審査を行い、それから支払いが決定するという、これはもう皆さんご案内のとおりでありますけれども、そういう被害の、その被害をする申告の時期が、申告してない人が、やはり結構、最初は良いと思っておりましたから、申告をしないままで、後で玄米にしてみたらびっくりしたというのがほとんどの関係者じゃないかなと思ます。そういったところで、そういった申告の関係ですね、申告時期も本町ではどういう状況であるのかと。そして、それから後、そういった支払いを、予定

しておった、自分たち思っていたのが、それから対象から外れた場合、その対策は本町としては何かあるのか。

それから2点目は、11月の17日に県の方で、被害対策の農家に対しまして、低利の融資の支援策が発表されました。それも報道で私、知ったわけでありませうけれども、そういうことも県と併せましてですね、町は、それに類するような対策を考え、そういった対策をする用意があるのかお聞きをいたしたいと思えます。

○副議長（後藤 勲君） 佐藤農林課長。

○農林課長（佐藤左俊君） お答えを申し上げます。

先程、縷々説明を議員さんの方からされておりましたので、若干重複する部分があるかと思えますけど、お答えを申し上げます。

ご存知のように、農業共済制度につきましては、農業災害補償法に基づきまして、農家が掛け金を出し合う保険であります。大分県では、25アール以上の水稻は強制加入になっておりまして、収穫基準の約7割までが共済金で補填されるということになって、7割に満たない場合、補填されるという制度であります。農業共済組合の方に私ども確認をいたしましたところ、11月の30日現在の数値であります、本町の共済加入面積870ヘクタールのうち、被害面積が約48ヘクタールで、被害率は5.6%とのことであります。

水稻の作況指数においては、統計情報センターによりますと、先程議員さんが言われますように、玖珠日田管内が86ということになっております。

議員ご質問の、農業共済支払い対象から外れる農家というのは、県内では北部と湾岸、大分、別府、杵築、国東市など、作況指数が72と深刻な地域の農家の場合にはというふうに思われますが、本町におきましては、収穫後初めて不作であることが分かったから、どうにもならないかということのようでございますが、現在、私どもの方には問い合わせ等はございません。

対象外から外れた場合のその対策であります、次の町独自の支援策はございませんけれども、県の支援策につきまして、議員もご案内のとおり、農業近代化資金における平成18年水稻被害支援資金というもので、平成18年の日照不足及び台風13号等により水稻に被害を受けた農業者に対し、被災による減収補填費で農業近代化資金の知事特認資金として、平成18年水稻被害対策資金が制定をされました。農業経営の安定に資するものであります。

貸付対象者は、農家所得が総所得の過半数を占めること、また、農業粗収益が200万円以上のものであること、水稻の減収量と損失額によって、特別3割、一般被害者と分けられております。貸付限度額は、個人で200万円、法人で1,000万円、適用期限は、平成19年3月31日までに承認の決定を受けた者に限っております。借入希望者には、各種調書の証明を受けて、それらの調書を添えて融資課に申し込むことになります。

この支援策に類する対策は、先程申し上げましたように、町単独の支援策というものではございませんが、県の今回の支援には、市町村の負担も生ずることになっております。支援の申し出がありましたら、

適宜支援できるように、所要の措置を講じていきたいというふうに考えております。

なお、県の支援策につきましては、自治委員文書等で更に周知を図りたいというふうに考えております。  
以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 3番松本君。

○3番（松本義臣君） 私も作況指数86ということでございましたので、私の家では本当に79というのが本当にあたります。だからほかの農家もやっぱりそれに該当するんじゃないかと心配したわけでありましてけれども、先程の48ヘクタール、5.6%ということでございました。しかし、この5.6%の方々がそういう政策に該当すれば、早急なこういった調査ですね、そういうことをしていただければありがたい。

それと1点ですね、先程低利の融資の支援策の中で、これは市町村がいくらか何か、内容的にあると申し上げられましたが、その内容がもし分かれば、どの部分で県の方に含まれておるとかということが分かれば、教えていただければと思います。

○副議長（後藤 勲君） 佐藤課長。

○農林課長（佐藤左俊君） 先程申し上げましたように、県の方とその辺のところもちょっと再度詰めていないとちょっと分からない点もありますので、そのときはまた文書等を通じましてお知らせをしたいというふうに思っています。

○副議長（後藤 勲君） 松本君。

○3番（松本義臣君） わかりました。

それでは、3点目にいかせていただきます。3点目は、学校施設の修繕対策についてお伺いをいたしたいと思います。

この問題は、学校現場で、校長さんや教頭さんが担当して、縷々、営繕関係、学校の管理はやっているということは私も承知をしております。そういうことで、私がとやかくこの場で申し上げるのは、本当に失礼とは思いましたけれども、今年、ご案内のとおり、町民体育大会、それから2年に1回の地区体が、八幡の地域でございました。その中で、皆さんがですね、本当に町内から皆さんおいでくれたわけでありましてけれども、その中で体育館ですかね、体育館のことは私もこっちから、八幡の体育館はあまり見えないわけでありましてけれども、そのときに、町民の方が、ちょっと八幡の体育館の屋根は赤さびがいっぱい出て、ちょっと今修理をした方が値段的にもいいんじゃないかなろうか。それにまして、また玖珠町の体育館町民体育館でありますけれども、そのところもやはり赤さびなんか出てとかいうような話が、私のところで一緒に出ました。そういうことで、今回取り上げをさせてもらってですね、質問をさせていただきたいと思います。

そしてまた、どこの地区でも一緒だと思いますけれども、やはり社会体育の開放になりまして、社会体育が非常にですね、各地区の体育館には、本当に夜、毎日ですね、電気が点いて、稼働率本当に100何%と思います。そういう中でありますので、そういう行政としても、施設の安全管理ですか、そういったことをやっぱりすべきでなかろうかなと、このように私も感じておるところです。そういうことで、本町の学

校施設は、これちょっと年が間違っておったら失礼を申し上げたいと思いますけれども、昭和43年か44年頃からですね、森中央小学校の新築を最初に、鉄筋コンクリートにずっと変わってまいりました。それまでは木造の校舎でありましたけれども、鉄筋コンクリートでありました。その中で、年がもう経過しますとですね、やはりそれぞれ、まず一番最初心配されるのが雨漏りだと思います。当時は、文部省の指導等がありまして、やはり陸屋根といいますが、やはり災害、火災等になったときには、やはり避難場所との、屋上で避難をするというような結果もあったかと思いますが、そういう陸屋根式、ここの庁舎にしてもそのとおり、これ昭和の終わりでありましたけれども、61年頃でございましたけれども、その頃もそういう過程の中で、陸屋根の屋根で建設をされておるのが珍珠町の公共施設だと思います。そういうことで、今からそういう屋根を中心にですね、修繕も必要になってくると思いますけれども、その後の昭和43年頃からの改築をした施設の中で、第1点目としまして、屋根改修、非常に屋根改修になってきますと大きな財源を伴います。そういうことで、今までの大規模修繕の実績はどういったところをやってきたのか。

それから、先程申し上げましたように、2点目といたしましては、町民体育館の屋根、それから八幡中学校の屋根ですね、私が丁度見たところは、その2校が非常に赤さびがありますし、やはり今、手を加えておけば、やはりまた何年か持ちいき、安価な値段で修繕できるんじゃないだろうか。

それともう1つは、八幡小学校の講堂はですね、これはあそこは一部木造でありますけれども、片一方、東側の方は修理をしたわけでありまして、台風によって修理をしたわけでありまして、西側の方が雨漏りが、なかなか原因がつかめないというようなことをその現場でお聞きをいたしました。しかし、この雨漏りですか、雨漏りも、やはり教育委員会事務局の方も一生懸命調査をさせていただいておるんでありましようけれども、そういう状況でございますので、やはり八幡小・中学校、そういった町民体育館ですか、そういった赤さびが出ている、雨漏りを重点的に修理をすべきではなかろうかと、そういうことで、現場からそういった修繕計画ですね、要望はあってるかどうかをお聞きしたいし、また、今後そういった修繕を予想されておればお聞きをいたしたいと思います。

それと関連でございますけれども、町体でそういう体育館を私も回ってみました。そうしますと、今、体育館の方へ、日中でございましたけれども、やはり何箇所か暗いところがあって、ここはそういうプレーの関係で暗いのかなと思いましたが、やはり聞いてみますと、電球が切れておると。非常に私も承知をしておりますけれども、やはり体育館の電球の替えというのは非常に経費もかかるということは聞いておりますけれども、そういった電球の取り替えなどはどういうふうにしておられるかということ3点をお聞きをいたしたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 坪井学校教育課長。

○学校教育課長（坪井万里君） 本町の学校施設の営繕工事及び修繕等について、お答えをいたしたいと思っております。

本町の町立小中学校校舎の建築につきましては、議員が申し上げましたように、昭和43年に森中央小学校建築を皮切りに、町立小中学校の建設に取り掛かってまいりまして、平成9年に杉河内小学校建築を最

後に今日に至っております。学校によっては、築30年を経過し、老朽化の著しい学校もございまして、これまで営繕工事等を行ってきたところでございます。

ご指摘の、大規模修繕等の実績でございますけれども、平成10年に森中央小学校の大規模改修、同じく平成10年から11年にかけて北山田小学校、平成13年に小野原分校、平成16年の台風災害に伴いまして八幡小学校講堂の屋根の改修、それから平成17年度に森中央小学校並びに小田小学校の体育館の改修、それから平成18年度、玖珠中学校の屋根の防水工事を実施したところでございます。

それから町民体育館、それから八幡中学校体育館の屋根の補修等の問題でございますが、ご指摘の体育館につきましては、築20年以上、町民体育館が27年、八幡中学校が24年のようでございます。経過をし、屋根の赤さびも承知をいたしております。かなりの経費がかかりますので、政策事業3ヵ年計画等に計上し、年次計画の中で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、八幡小学校の雨漏りについては、今、調査を依頼をしております。

それから、今後予想される大規模修繕、また、改築等の計画でございますが、北山田小学校の校舎の改築、それから耐震診断に伴いますところの春日小学校、北山田小学校及び北山田中学校の体育館、それから森中学校、玖珠中学校の校舎について補強等の事業が予想されるところでございます。

それから、3点目の体育館の照明、電球の取替えはどのように対応しているかでございます。

各小中学校の体育館の照明施設につきましては、平成17年度に新しく改築それから改修をしました森中央小学校と小田小学校につきましては、自動昇降方式をとっておりますので、電球の取替えが容易にできるわけですが、その他町民体育館を含めましてその他の学校については天井に固定をされております。そのため、電球の取替えにつきましては、足場を組んでの取替えになるために、経費的に随分係るということで、もう切れた度に随時取り替えるということがなかなかできない状況にしておりますけれども、施設の使用に大きな影響を与えないように対応をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 3番松本君。

○3番（松本義臣君） 昭和43年からですね、本当に鉄筋コンクリートに変わって17校、7校本当に大きな経費がかかったわけでありまして。そしてまた、24年、25年になってまいりました。そすと、やはり今からそういった修繕が出てくると思います。そういうことで、今、話を、この回答を聞きましたが、また今後もですね、大きなやっぱり修繕は出てくる可能性があるかと思っております。しかしながら、これもやはり鉄筋コンクリートは耐用年数50年ということもありますし、やはり50年は何とかして補修などをしながらですね、使っていく必要もあろうかと私はこういうふうに思います。そういうことで、やはりそういったメンテ、メンテ、早い修理、安いですね、不慮の造作は金がかかると申しますけれども、やはりそういった3ヵ年計画の中で、いっぺんにはできなくても、そういう修理をして、そして耐用年数までにはやっぱり大事に使っていくと、そういうことも私はひとつ必要でなかろうかなとこういうふうに思ってる一人でございます。



そして、先程の八幡小学校の講堂は、今、調査をしていただいておりますけれども、なかなか雨漏りというのはですね、場所が分からないのは、これはもう事実であります。しかしながら、ここは、この町内の体育館とですね、ちょっとこれ講堂と言いますから、私ども昭和37年頃あれ建ったと思いますけれども、非常に思い出のある講堂でございます。子どもの頃、ぬか雑巾でですね、毎日、まあ勉強はその当時は一生懸命やっておりましたけれども、ぬか雑巾で磨くことも一生懸命やっておりました。そういうことで思い出のある講堂でございますので、内部の施設の修繕、そういったことも併せてしていただいて、そしてまた、もうここは築40年を経過しておるとは思いますけれども、1年でも2年でも長く使っていく必要があろうかと思っておりますので、やはり耐用年数がどうのこうのじゃなく、やっぱりこういった私どもの思い出のある講堂もありますので、そういった今、本当にですね、マータイさんの言う、マータイさんですかね、本当に今こそもったいないという精神がこういったところにも生かしていただければ本当にいいなと、私なりに思います。

それでは4点目に移ります。4点目は、八幡地区の簡易水道設備施設の建設に向けてというタイトルをさせていただきました。

その中で、平成16年の12月、それから17年6月議会で、この問題について私も水道課の方にお尋ねをいたしましたところであります。

いよいよ待望のですね、まあこれは私が勝手にこういう言葉を使って申し訳ありませんけれども、原水の、原水の調査じゃなかったですけど、まあ水の原水の調査、それから住民意識調査、飲料水の実態調査こういったことを、今年の7月から2カ年ですね、原水は前の年17年度、それから18年度はそういった実態調査、飲料水の実態調査をしていただいております。7月から10月でありましたので、なかなかそういった集約はできてないと思っておりますけれども、発表される数字でも結構でありますので、その数字をお知らせをいただきたいと思っております。

それから、2点目は、調査対象をその17年6月の回答でいただいておりますが、こちらの八幡地区の綾垣、山下、太田とそういう地区であったことは、私も、400戸対象ということはそのときに回答いただきましたところですよ。そして丁度ですね、八幡の場合は、標高的に、元畑地区と志津里原地区、それから坂登地区ですね、そういったところが一応標高的に若干違います。そういうところで、そういったところの調査を実施していただいておりますのかということについて、お尋ねをいたしたいと思っております。

○副議長（後藤 勲君） 麻生水道課長。

○水道課長（麻生長三郎君） 松本議員さんの言われます、八幡地区簡易水道建設設備に向けて、建設にむけて、その中でということですが、まだ特定して八幡簡易水道ということは特定はしておりません。

飲料水の現況調査はどうなったのか、また、調査範囲についてということをお聞きをしたいということ報告をしたいと思っております。

飲料水の現況調査結果についてであります、調査した結果報告につきましては、午前中の質問の中でお答えをしたところでございます。平成9年度に、水道課ではなかったんですけど、飲料水供給施設設置

事業をする前段として調査を行っております。今回の調査と同一の設問ではございませんけど、同じ、意味的に同じのが何点かありますので、その結果も含めて報告をしたいと思えます。

飲料水の水源ということでは、平成9年度の部分については同じでありましたので、今回は355戸、午前中報告したとおりでありますけれども、前回平成9年度については281戸。水量については、今回は、午前中366戸ということで、平成9年度は281戸。水質についてでありますけど、今回は355戸で、前回が281戸と。設問については、同じ意味の設問は以上3点でございました。

前回と今回の変化はどうかという部分でありますけど、これ同時的に全く同じということとは言えませんけど、水量について、以前と変わらないというのが、今回は75.8%、平成9年度については85.4%と、数字が変わっております。水質の分については、今の水で満足しているという部分については、今回は64.5%、平成9年度については80.4%であります。9年前の調査と今回の調査の同一比較は同じにはできませんけど、少しの変化が見受けられます。

調査結果については以上でございます。

次に、調査範囲についてということですが、坂登地区、元畑地区の調査を実施したのかということですが、坂登地区については実施はしておりません。元畑地区については今回の調査で実施をいたしました。坂登地区については、飲料水供給施設事業、整備事業で平成12年から平成14年に実施をしておりますので、今回は除いております。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 3番松本君。

○3番（松本義臣君） 午前中ですね、一般質問の中での回答が、この飲料水の実態調査の状況が縷々述べていただきました。それで、私もこの簡易水道というのは、これは前段でありまして、やはりこういった基本調査というのはですね、やはりやっていただきたい。それに基づいて今後どうしていくか。その中で、今回、初めてのこういったことでありますので、先程の数字を見ますと、非常に回収率は高いですね。それでこの満足度、それから不満足につきましても、満足が65%ということ、それから不足その他でということで、後の35%のような数字になっております。そしてまた、簡易水道ができた場合に、加入は約47%、それから不加入その他で53%という数字が上がっていたようにありますけれども、やはりこれはですね、やはり八幡地区は、先程の質問にありましたように、年々ですね、河川も汚れてきています。それに併せてみますと、やはり井戸水が主流でありました。それから八幡地区はですね、ボーリングを、いわゆる地下水がわりとあります。その地下水の中でボーリングをやってる方が非常に多いわけなんです。そういうことで、そのボーリングもですね、皆さんが思っておるように100メートル、200メートルを掘らなきゃならない、いわゆる金気という問題がありますけれども、そういう地域もあります。しかし、うまい具合にいくと30メートル前後で、その以内で、その金気を抜けられるというようなこともあります。そういうことで、地域住民はですね、いろいろな形でやっぱりこの水対策には苦慮して自分たちの自助努力でですね、やってきておるといのが事実です。私も、そういうことで、自分でボーリングをやってる

わけでありますけれども、おかげでボーリングが今、自噴をしております。本当に水のない地域、八幡地区はあるわけでありますけれども、その方たちが来てみて、本当にこんなに水が出る、もう本当にもう何がなくても水だけは欲しい、もう本当にそういうふうに言われます。だから、飲んで帰るだけでも良いから飲んで帰ってくださいよということで、私の方の水を飲んで帰ってもらっておりますけれども、そういう自助努力というのはですね、非常に八幡地区の方はやってきておることは確かであります。

そういうことで、最後になりますけれども、もう今後そういう坂登地区は平成12年、14年にそういう施設の関係があったということで、今回は外したということでございますけれども、また、坂登地区、それから古後ですかね、古後地区の方も、要するに流れは向こうの中津の方になりますけれども、やはりそういった基本的な調査もやっぱり必要でなかるうかなと思います。そういうことで、そういう調査をやっていただければ、今はですね、本当に自分たちも頑張っけてやっておりますけれども、将来やはり高齢化になるし、また、少子化にもなってくるでしょう。そうなってきますと、やはり自分ところでそういったもう経営的ないわゆる金銭的なことはできない。いわゆるそういった管理もできない、そうなってくると、やっぱり行政の手助けは絶対な不可欠だと思います。絶対必要だと思います。そういうことになってきますと、やはり行政の方もそういうことを見越して、やはりそういった基本的なこと、それから、将来はそういう支援、そういうのを作るような計画ですか、そういったことをしていただければ私はありがたい、そういうことをお願いをいたしまして、少し早いですがけれども、一応質問を終わりたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 3番松本義臣議員の質問を終わります。

ここで15分間休憩します。3時5分から再開します。

午後2時47分 休憩

△

午後3時05分 再開

○副議長（後藤 勲君） 再開します。

次の質問者は、17番繁田弘司君。

○17番（繁田弘司君） 17番繁田弘司です。

平成18年第4回定例会、師走というのに、毎日忙しい日を過ごし、今年もあと20日足らずということにも気づかないほどです。私、先程、議員控え室で議員の皆さんにお許しをいただきまして、若干一般質問の趣旨と逸脱することがございますが、どうぞお許しをお願いしたいというふうに思います。

私は、今から20年前の1987年（昭和62年）4月の統一地方選挙で玖珠町議会議員に初当選、あれから5期20年目の議員活動を迎えております。20年前、人口は2万2,302人、現在1万8,683人、この20年で3,619人が減少しました。小さな町の1町分が減少する時代を迎えています。

振り返れば、あっという間の20年でした。1986年から始まったバブル景気は、1990年大蔵省の土地関連融資の抑制で終焉を迎え、その後、地方は、相次ぐ国の景気回復対策で公共事業に投資、投資した付けが今、地方を苦しめています。しかし、今から10年前、小林町長が就任、経常収支比率は、現在厳しい中

87%台を維持しています。大分県内においては、95%から100%に近いという市町村がある中に、これだけの事業をこなしながら、大分県内、九重町に次いで2番目の健全財政となっております。平成8年の基金額は25億円から現在48億円、この間の努力は目を見張るものがあります。

この20年間を振り返ってみますと、カウベルランドの建設をはじめ高速道路の開通2車線化、春日町沿道区画整理、ゴミ焼却場、し尿処理場、メルサンホール建設、協心橋の架け替え、ホッケー場建設、多くの町民から要望の高かった機関庫の購入と、大きな事業から、町道や各公民館の建設建て替え、思い出に残る事業を上げれば限りがありません。協心橋から見る町の景色は、借景を含め大変美しい町並みであります。橋の上から見る風車の向こうに沈む夕日など、その美しさに感動すら覚えることがあります。わが町の小の美しさは、他県から訪れた方々から、本当に美しい町ですねと、お褒めの言葉をいただいて喜んでいます。1年2年では町の景色が変わった姿に気づきません。人口の減少や厳しい中、基金が23億円積み増したこと、1年ごとでは気づかないことや、町並みが変わっていく様はなかなか気づきません。5年、10年のスパンで見ると、本当に町は美しく変わっています。

私は、今回の議会をもって、年明け後、時期を見て議事を卒業いたします。これから先、厳しい中、玖珠町は一体どうなるのだろうか、10年後、町の人口はどうなっているのだろうか、地方交付税や国・県の補助金はどう変わっていくのか、変わり行く自然環境や、団塊の世代が10年後70歳を迎える高齢社会は等々、将来を考えると、不安は増大します。しかし、未来は誰も予測できません。町民に目標と目的をきちっと示し、不安を払拭し、希望と展望のもとに、次代構築を、小林町長をはじめ執行部の皆さんに、そして長いお付き合いをいただいた議会議員の皆様にご期待とお願いをいたします。

前置きが長くなりました。通告順に答弁をお願いします。

通告の1番目、極めて抽象的でございますが、できれば町長さんにご答弁をお願いいたしたいというふうに思います。

○副議長（後藤 勲君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 繁田議員のご質問の主旨は、議員生活20年を振り返って、この20年間で町はどう変わったか、これからの10年間で町はどう変わるのだろうか、そして今、やらなければならないことは、今、目指さなければならないことは何なのかという極めて大所高所に立ったご質問だというふうに思っております。

ご質問の主旨も深いし、また範囲も広うございますので、少々長くなるかも知れませんが、現時点での私の考え方を申し上げますというふうに思います。

ご案内のように、日本、わが国は、複数の民俗によります単一国家であります。複数民俗によります単一国家、そして玖珠町も全国2,000団体余りある市町村の1つでございますし、また、地方自治体であります都道府県、47都道府県の中にある一地方自治体でございます。したがって、この20年間における玖珠町という地域社会の変遷を見るためには、わが国の社会経済の変化推移をどういうふうに捉えるかということが必要であり、また前提になるというふうに思うわけであります。

しかしながら、日本国わが国の社会経済の変遷というものは、先程お話がありましたように、極めて複雑多岐にわたるといふふうに考えられますので、この20年間の変遷について、この場でその状況を概観することも極めて難しいといふふうに思います。

ただ、1986年先程いみじくも繁田議員からお話がありましたけれども、61年から1991年にかけてのいわゆる平成景気、バブル景気とも言われましたけれども、これが平成2年に崩壊をいたしまして、その崩壊をしたことによりまして、日本経済あるいは社会にドラスティックな変化をもたらしました。そういう意味では、やはりこの20年間の中で一番大きかったのは、このバブル経済の崩壊と、そしてまた、低成長時代への突入であったといふふうに言うことができ、それはまた、時代を画するひとつの出来事、エポックメイキングといふふうに言われておりますけれども、それではなかったかなといふふうに思っております。ジャパン・アズ・ナンバーワン、それまではそういうふうに言われました日本経済の優位性というもののが失われまして、また、冷戦終結による経済のグローバル化ということも相俟って、高度成長から低成長時代の移行、そして同時に、金融機関の先程のお話にもございました、金融機関等の不動産に関わります債務、あるいはゼネコンなどの債務の解消、様々な規制緩和などによりまして、いろんな方面でのシステムというものが変わってきた時代であったといふふうに思っております。また、同時に、今日的な課題であります少子高齢化というもののが兆しも、この時代に既に見えてたわけでありまして、わが国の将来を考えると、少子化、高齢化という傾向はあったにせよ、今、日本がどうなるのか、玖珠町という地域社会がどういうふうに変っていくのかという予測をする際には、やはりこの経済の低迷、そしてまた低成長への突入というものが大きなインパクトを与えるものといふふうに思っております。

玖珠町にとりましても、この20年間というのは、玖珠町をめぐる、取り巻くこういう環境の変化というものへの対応を強いられた、対応せざるを得なかった時代であったといふふうに思います。バブル経済の崩壊による産業経済活動の停滞、あるいはこの農産物の自由化による価格の低迷、輸入によります林産物の価格の低迷、そして少子、過疎化による人口の減少、高齢化社会への対応、そういうものに玖珠町も追われた20年間であったといふふうに思います。

そして、私も就任した10年前からは、特に、そのときの玖珠町というのは、先程お話がありました、財政基盤も非常に弱かったわけでありましてけれども、もう1点弱点がありましたのは、生活環境整備、社会資本の整備が県下の市町村に比べましても著しく遅れていたということでございます。そういうことから、町民の方が生活するに最も必要な、大切な、豊かな安心できる水の確保、それをするための水道事業の実施、あるいはこのゴミ処理施設、焼却場や処分場等のゴミ処理施設、し尿処理施設、あるいは今村の住宅をはじめとする公営住宅の建設整備という定住条件の整備に力を入れてきたところであります。現在、わが町の道路の改良率は83.1%、これ昨年時点でありますけれども、また、舗装率は92.4%ということで、県下市町村の中でもトップクラスを占めるに至っておりますが、春日町の沿道区画整理事業、塚脇賑わいの道づくり、先程お話のありました、協心橋架け替え等によって、県外在住、とりわけ町出身者の在京の方々等から、たまに里帰りされたときに、玖珠町の中心部が変わってきた、大変美しい町になったという

ふうなお褒めも確かにいただいでるところであります。

また、社会変化の大きな一つであります、高齢化社会への対応としては、平成12年から政府導入されました介護保険の円滑な導入、さらには、また高齢者の足を確保するためのふれあいバスだとか、あるいは福祉バスの運行、さらに健康づくり、予防事業への取り組みなどでございます。

じゃあこれから先、何をやらなければならないかということでもありますけれども、今後目指すものは何なのかということもございます。当町の人口はお話にございましたように、20年前の2万2,000人であったものが、10年後の1995年（平成7年）には1万9,600人、11%10年間で減少いたしております。さらに2005年、昨年でありますけれども、平成17年までの10年間には、やや減少率が落ちたとはいえ、1万8,300人、6.8%の減少となっております。また、高齢化率は、20年前は14.6%であったものが、10年後の平成7年（1995年）には21.9%、さらにその後の10年に、これ昨年の数値でありますけれども、高齢化率は28.3%と、やがて3人に1人の高齢化社会となってくるわけであります。

このような情勢の中で、町政としてまず何をやらないかということでもありますけれども、少子高齢化社会、あるいは人口減少の地域社会において、最も懸念されるのは、地域の連携だとか、協力だとか、あるいは相互扶助、そういうものが薄れることによりまして、いわゆる地域力というものが落ちていくんではないかということでもあります。玖珠町における今後のまちづくりは、共に生きる共生という考え方から、地域の一定の人々だけが代表としてその担い手となるのではなくて、世代、地域、職種など、様々な壁を越えた町民と行政とが協働できるネットワークを作ること、それによって町に活力を与えるということが大切であると信じております。現在、その一環として、地域の自治活動、地域コミュニティの取り組みを進めており、地域住民が、皆さん方が自ら考え、自己の責任において行動する活力を取り戻すことが大切であり、これは一つの社会実験であるというふうにも考えてるところであります。

次に必要なことは、周辺地域の市町村との差別化であろうというふうに思います。いわゆる町の顔作りということが大切になるのではないかなというふうに思います。考えてみますと、我が玖珠町は、近隣社会と比べまして、日田市と共に、この久大沿線地区では古くから商業が盛んで、また、流通面でもこの一定の中心的な役割を持った地域でありました。また、農業条件に恵まれ、工業だとか観光等に依存せずとも、独立した地域経済を持っていたわけでありまして、しかも、長くその関係を維持してきたということは、玖珠町の競争力の源泉がそういうところにあったのではないかなというふうに思っております。

このような状況の中で、このような経過の中で、町の差別化というものを図るためには、幸い、幹線交通網が交差しております特性というものを生かしまして、商業やサービス業を思い切って育成していくこと、そしてまた、堅実で安心・安全な農業にこだわったまちづくりを進めていくことが必要だと考えているわけであります。勿論、観光においても手放しではないわけでありまして、町内には優れた文化財があり、半世紀に及ぶ「童話の里」としての児童文化というものがございます。周辺地域と異なり、これらの文化を生かした、個性ある差別化された観光開発、観光開発をする場合でも、そういう視点が大切ではないかなというふうに思います。

次に大切なことは、定住条件の整備に引き続き取り組むべきとして、定住条件の一つの要素でもありませんけれども、働く場所の確保、所得をもっともっと増やすための企業誘致、そしてまた、地場産業の育成ということは大切なことであります。しかしながら、さらに、先程申し上げました定住条件というものにつきましても、まだまだ不十分であるというふうに考えております。地域住民に潤いと安らぎをもたらします、公共施設であります、例えば都市公園等を見ましても、わが町の住民一人当たりの都市公園面積は僅か4平方メートルであります。4平方メートルであります。これは県下でも、正直、1位2位を争う低さでありまして、町民の皆さん方は、山に囲まれ、木に囲まれ、公園というものの不足を実感されてないかも知れませんが、データで見ると、県下で最悪の状態になっておるわけでありまして、そしてまた、スポーツ施設にしましても、当町としては未整備であるという状況であることから、積極的にこの定住条件の一つとして、生活環境整備の一つとして、公園、あるいはスポーツ施設というものは引き続き整備していく必要があると。こういう取り組みをすることによって、派手では決してございませんけれども、地道に、明日の玖珠町づくりというものができるとは思えないかなというふうに思っているところでございます。

私としては、これまでの20年間というものを、そういう捉え方をし、そしてまた、これから先、個々の具体的な事業は申し上げませんでしたけれども、さらには3つの方針を持ってこの整備をしていきたいというふうに、まちづくりをしていきたいというふうに思っているところであります。

この20年間の町政の経緯について、一番お詳しいのは繁田議員だというふうに思いますし、まちづくりを目指して活発に議員活動されてきたことに対しまして、敬意を表しまして、答弁を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（後藤 勲君） 17番繁田君。

○17番（繁田弘司君） 大変詳しくですね、この20年間を総括をしていただきましてありがとうございます。

先程も言いましたように、1年1年過ぎていく中では、なかなかその変わりが分からない。しかし5年、10年、20年というスパンで物事を見たときに、町は確実に大きく変わってきている。一方、今の時代ですね、町は変わっていく中で、最近では、規制緩和による格差社会が地方の中にもやっと姿を現してきた。一例を申しますと、都市部では、規制が緩和されたばかりに、その町には3台しか必要がなかったタクシーが、自由になりましたので5台、6台というふうが増えてきた。増えてきたところが、3台で丁度生活できてた3人の運転手の方が、6人になりましたから、その収入は半分になってきた。あくまでこれは自由競争だからという言葉だけで片付けられない実態がですね、やがて都市部からこの地方にもやってくるのではないだろうかというふうに、今、不安を持っているところであります。

しかし、先程の町長のお話によりますと、まだまだうちの町においてはですね、将来展望が明るいというふうに思っております。

2点目、少子高齢社会は進展する。10年後には団塊の世代が70歳を迎える本格的な高齢社会の中で税収

の形はどう変わっていくのだろうか。つまり収入はどう変わっていくのか。一方、支出である国保、老人、介護保険はどうなっていくのか。「備えあれば憂いなし」本格的な高齢者対策のため、例えば、今、運動公園建設が予定されていますその横に、クリーンランドの温泉があります。その跡地を購入して温泉を利用した健康予防と健康づくりは考えられないか。これは私はですね、2年前ぐらいから、国保と介護と老人保健で60億円、この60億円の1割を減らすことによって6億円、その1割が町負担の6,000万がですね、お金が浮いてきて、健康な高齢者が増えれば、まちづくりも活性化するのではないかというふうに思いまして、ずっと一貫して言い続けてきました、高齢者の健康予防づくりについてであります。大変大きな質問をいたしましてですね、答弁をいただく課長には大変申し訳ございませんが、簡潔にご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○副議長（後藤 勲君） 松山福祉保健課長。

○福祉保健課長（松山照夫君） お答えいたします。

少子化、あるいは超高齢化社会を迎えようとして今日でありますけども、介護保険制度とか国保、あるいは老人保健事業の見直し、こうしたものにあっては、もう10年後、20年後見据えた取り組みが必要ということはもう言うまでもありませんし、特徴的な少子高齢化の将来的な情勢についても、先程来、議員さんや町長の答弁の中にもありましたけども、それに1つ2つ加えてみますと、付け加えてみますと、この年金受給者、この状況を見ますと、1つは、基礎年金のみの受給者の割合が減少して、高齢者の多くが厚生年金受給者となるというふうなことも言われておりますし、平均的にみれば、安定的な収入も得られるであろうというふうな、一方の見方があります。

いずれにしても、今後の少子化とか高齢化の進行によって、労働人口の変化とか、年金受給者の増加等によって、税収とか各種保険料、こうしたものに大きな影響が出るものと思われましても、そうした要因に関わらず、介護保険事業をはじめ各種保健事業においては、ご存知の言葉であろうかと思いますが、「明るく活力ある超高齢化社会」というものを目指して、こうした保健制度の持続を図らなければならないと考えておりますし、また、年を取っても、高齢期になっても、住み慣れた地域で人生を送れる安心のまちづくりというものを目指していかなきゃなりません。そのために福祉や保健行政の充実を図っていかねばならないと考えておりますけども、ご質問の、クリーンランドの跡地の利用問題、これ大変ユニークで独創的な発想であろうかと思えます。これは貴重なご意見として承っておきたいというふうに思います。

○副議長（後藤 勲君） 17番繁田君。

○17番（繁田弘司君） ありがとうございます。

かねてから私申してますように、1つは、目安がですね、団塊の世代が10年後70歳を迎える。これに合わせて、10ヵ年計画で健康予防づくりに取り組むのもいかがでしょうかというふうな質問を、かねてからずっとやってきました。公共事業も極めて大切であります。今まで、夕張市を含め、この自治体が崩壊してるところを見ますと、箱物を造りながら、その箱物を結局生かすことができなかった。今成功してる事例を見ますと、福祉を中心に取り組みをやってる町はかなり脚光を浴びてますし、成功してる事例が多



いというふうに思いますので、まだ10年ございますので、もしそういうふうな検討をする機会がございましたら、是非考えていただきたいというふうに思っております。

少子化、高齢化というのはですね、大変厳しい問題でありまして、65歳以上が40%を超えるようになってくると、最近の言葉で「限界自治体」という言葉があります。この町がもう限界を迎えてるんだと。それは、諸々を含めた、農業から維持管理がですね、高齢者があまり多くて維持管理ができなくなってきて、もう自治体そのものがですね、いかれなくなってくるというふうなことを、ある本の中で読みました。やっぱり多くの町民の皆さんにお話を聞きますと、一番望んでいるのが、町の経済の源であります雇用であります。一日も早いこの企業誘致に向けて、更なる努力をしていただきたい。それからもう1点が、先程言いましたように、この高齢社会に備えたですね、安心して安全で暮らせるようなこのまちづくりをやってもらうという、この2点がですね、極めて町民の皆さんから大きな声として承っています。

では3点目、機関庫跡地の利用に対して町にプランはあるのか。機関庫整備計画の中に昭和町のリニューアルを組み入れて欲しい。

と申しますのも、ゆふいんの森号が豊後森駅を通ります。ゆふいんの森号のこの車窓から見る機関庫は、福岡の方からお聞きしましたところ、大変味わい深いものがある。でも、あの周辺が非常に極めて汚い。あそこ、多分芝生を植えてレンガの広場を造ったら、きっと素晴らしいものになるんじゃないでしょうかというふうなお話も聞きました。皆さんの本当に強い要望で購入した機関庫ですから、どうかですね、リニューアルを含めまして、良いアイデアを出して活性化も、これも活性化に努めていただきたいというふうに思います。

同時に、先程から、春日町から塚脇の沿道区画整理が出来上がりました。唯一残ってるのがですね、昭和町のメルサンホールまでの、森駅を中心とした間ではないかというふうに思っています。何か良いアイデアはないかと言いましたら、町長がいつぞや、もう電線の地中化、大変お金もかかるし難しい。できれば電柱をですね、家の両側の家の裏に回して町並みをすっきりするとか、歩道のリニューアルとかそういうふうなことが考えられないかというふうに申してましたが、これもですね、もう唯一残った商店街、それもですね、地元の人が経営してる、本当に少ないですね、顔の見える商店街でございますので、この昭和町のリニューアルと、JRお金出さなくて大変苦慮すると思いますが、駅舎の整備計画併せて、機関庫と駅舎の整備計画並びに昭和町のリニューアルについてもですね、考えていただきたいというふうに思いますが、答弁がいただけるでしょうか。

○副議長（後藤 勲君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） お答えをさせていただきます。

JRの豊後森駅周辺の計画があるかということでございますので、まずこの点についてお答えをさせていただきますと、平成14年の3月に、「JR豊後森駅周辺開発計画書」というのを作成をいたしておりますが、ご指摘の機関庫跡地周辺の土地利用計画については、作成はいたしておりませんので、現在、豊後森駅機関庫保存委員会の皆さんと協議を進めているところでありまして、歴史的に貴重な機関庫の保存を前

提としまして、この周辺の広いオープンスペースを、町民や観光客に楽しんでもらうためには、どのような整備が必要か、また、それによって商店街の活性化をどう図っていくのかを、皆さんの意見を参考にしながらまとめていかなければならないというふうに考えているところであります。

それから、ご指摘の昭和町のリニューアルにつきましては、町としては、ハード面では街路事業等で整備は一応終了しているというふうに考えているところでございまして、商店街の魅力ある買い物の場として、また、憩いの場として地域の特色を生かした商業活動を図るための事業が、補助事業がございますので、町と商工会、また商店街等が連携をしながら、十分にこれらの事業を検討していく必要があるというふうに考えております。

具体的には、事業の事業名としましては、地域商業魅力アップ総合支援事業又は中心市街地づくり推進事業という事業があります。このような事業を地元とも十分協議しながら進めていきたいというふうに考えているところであります。

それから、機関庫周辺の整備と併せて、こういった事業を取り組んで、商店街の魅力アップにつなげていければというふうに考えてるところであります。以上です。

○副議長（後藤 勲君） 17番繁田君。

○17番（繁田弘司君） ありがとうございます。

今日はですね、質問一つひとつを上げて詰めるようなことはいたしません。是非ですね、この胸の内を察していただきまして、是非、本当に形のあるものにしていただきたいというふうに思っております。

次に、その3番目の機関庫跡地のことで、先日ある若い人たちと話しました。若い人たちやっぱりロックバンドをやったり、小さなコンサートをやったり、そういうふうな場所が欲しいと。機関庫についてはですね、広場ができるとそういうふうなこともできるんじゃないだろうか。そして私たちもあの一帯の清掃にはね、一緒に皆さんと頑張りたいというふうに若者が申しました。その方がいわく、昭和町については、空き店舗対策ではありませんが、機関庫のある町、鉄道の町として、少しアイデアを出すと、面白い昭和の町ではありませんけど、昭和町づくりができるのではないだろうか。是非若者にもたまには声をかけてくださいというふうなことをですね、おっしゃっていました。

次に、4番目であります。インター前の用地は購入したが、どのような利用計画があるのか。ついでに5番もいきましようか。

農協と商工会と行政がタイアップして町作りの話し合いを持つことができないかという2点であります。

と申しますと、ややもすると、行政がやろうとする事業に対して、商工会、知らなかった、農協が知らなかったとか、いろいろな弊害が出る部分があります。たまに、年に2、3回この3つの団体が集まってこの町の将来について話し合うのもですね、また、行政がこういうふうな事業をやりたいというふうな、例えばインター前の用地につきましても、何か良いアイデアはございませんかとか言えばですね、農産物の物販をしていただける可能性のありますJA、中にはまた、商工会等、良いアイデアが出せるんじゃないか。一緒に考えたアイデアは大変批判も受けにくい部分がありますから、皆で知恵を出し合っ

すね、良いものができればというふうに思ってます。その2点を含めて、ご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○副議長（後藤 勲君） 秋吉企画財政課長。

○企画財政課長（秋吉徹成君） それではお答えしたいと思います。

平成14年度に策定しました「高速玖珠インター前広場整備基本計画」に基づき、そしてその課題でもありました、計画敷地内の用地並びに建物等の移転補償、営業補償契約が先般、整ったところでございます。

したがって、今年度中に建物等の撤去が終了し、完了し、更地になった時点で、用地並びに建物等の移転補償等を支払いたいと思っているところでございます。

今後の計画としましては、4月中に造成計画の見直し、地質調査等を行い、平成19年度に実施設計、20、21年度に建設する方向で考えているところでございます。

どのような内容の建物を建設するかにあたりましては、休憩、情報交流、地域連携の機能を持った、地域と共につくる、地域と共に育てる、個性豊かな賑わいの場、ふれあい広場として整備を考えておりますので、現在、担当係におきまして県内、県外を含め、数多くの道の駅などの視察をいたしながら、内部と検討している最中でありまして、この間、農協、JA玖珠九重農協とも協議をしておりますし、またさらにその枠を、質問にありますように、商工会、農産物の販売ということでございますので、まずは農協と協議をし、その後、商工会とも一緒になって協議をしたいということで、今、話を進めておる最中でございます。

そういうことで、具体的な内容については、そこ辺を詰めながら、平成19年度中に、平成19年に実施設計を発注しますので、それまでには具体的な内容を詰めておきたいというふうに考えておるところでございます。

○副議長（後藤 勲君） 繁田君。

○17番（繁田弘司君） ありがとうございました。

続きまして6番、多くの町民が期待している工業団地、企業誘致は進展しているかということでございます。

先程も言いましたように、やっぱり町の根幹は経済でありまして、その経済の源がやっぱり企業のその雇用の場でございます。本当に多くの町民がですね、跡取り息子や娘を町に残したい。でも雇用の場がない、何とかして企業誘致に頑張っていただきたいというふうなことをおっしゃっております。

ただ、もう長い間私も議員をしますから、いかに企業誘致が難しいかというその難しさも十分知っておるところでございます。それでも、今どういうふうな状況に企業誘致がなってるのかというのをですね、工業団地がどういうふうになってるかというのをお尋ねをしたいというふうに思います。

○副議長（後藤 勲君） 河島商工観光課長。

○商工観光課長（河島広太郎君） お答えをさせていただきます。

玖珠工業団地の早期着工を実現すべく、県及び県土開発公社と地元との調整に、現在、努めているとこ

ろであります。この四日市団地につきましては、企業の望む形での団地造成を行うという県の方針によりまして、オーダーメイド方式をとっております。

したがって、事業の実施、造成工事の着工は、企業立地の決定が前提となり、ある程度大きな規模の企業誘致が必要となってまいります。県としましては、大分市の大手光学機器メーカーと同様に、企業の進出が決まり次第、工事を短期間で行う考えであるというふうに聞いているところであります。

このようなことから、工業団地の完成に向け、県と連携を取りながら、文化財の発掘調査、登記事務の早期完了を目指し、企業誘致を最優先課題として取り組みを進めているところであります。現時点で、町の方に工業団地についての問い合わせ等はございませんが、県企業立地推進課では、東京それから大阪事務所等を通じまして、様々な情報をもとに企業訪問等も実施しておりまして、工業団地だけでなく、町内の工場跡地、それから工場適地等も紹介をさせていただいているところであります。

企業におきましては、様々な具体的な条件を提示をする場合が多くございまして、これに対応できる用地の紹介ができるかということが重要でございます。調査、選定、条件整備等を迅速に行わなければならないという状況でございます。町の中心部で工場用地として一定量の面積を確保する場合、法規制それから道路条件、排水、周辺環境等の問題もございまして、条件を満たす土地の選定が非常に難しく、条件が合っても、また土地の取得や価格の面で立地が難しいという場合もございます。

現在、県より、自動車関連メーカーの工場が九州移転をするということで、関連企業の誘致の適地の紹介がございまして、細かな条件面で、町内では1箇所しか適地は上げられない状況でございましたが、紹介をしているところでございます。また、そのほか工業団地以外におきましても、大手自動車メーカーの調査等に全面的に協力をいたしているところであります。

このようなことから、町が立地希望に即応できるよう条件を整えていくことが重要な課題でありまして、積極的な企業誘致にこれからも努めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 繁田君。

○17番（繁田弘司君） 企業誘致の難しさや、町内のその空き地にですね、企業を移転するというこのことも大変難しいというのは、私、今回、初めて認識をした次第でございます。それでも本当に多くの町民の皆さんが、この雇用の場の確保を望んでいますので、是非ですね、企業誘致について頑張ってくださいというふうに思います。

7番目でございます。農業は残るが農家は減少している。大企業は生き残るが町の中小企業は大変厳しい状況下にある。町として何らかの支援対策は考えられないか。

と申しますのも、先程言いました企業誘致部分に関係がございまして、今の時代、本当に50人とか60人とかいうふうな企業を誘致するというのは、もうこれ極めて難しい状況にあります。では、町で頑張っている中小企業の皆さんに、町として何らかの支援対策ができないかというですね、二本立てでこれからは進めたらいかがだろうかというふうに思いまして、私、中小企業に対する支援対策が、何か独自の部分が

考えられないかというふうな質問をいたしました。

昔はですね、5反あって、牛を2～3頭飼って、椎茸を作ったり野菜を作れば、農家は生活ができました。しかし、今日、この農業が大規模化されてきて、特に最近では、企業が農業をやるようになりました。農業は食料として残りますが、今日のこの日本を支えてきた5反、牛2～3頭といった農家の方々ですね、高齢者率が進むと同時に、大変厳しいこの生活状況にありますので、そういった方々をどのように救済するかというのも、これからは自治体の役割ではないかというふうに思っています。高齢社会と併せて、福祉とともに生活救済という部分も、これから自治体が考えなければいけない時代を迎えているのではないだろうか。

時々思うんですが、税金は富の再配分と申します。昔、失業対策事業というのがございました。第2の失業対策事業を町が考えて、例えば年金月額ですね、3万5,000円で一人暮らしとかいう方がたくさんいらっしゃいます。その人たちは、あと3万5,000円、4万円あれば、何とか生活ができるというふうに申しております。以前お話がありました、このシルバー人材センター等ですね、本格的に町がこれから考えながら、高齢者の、第2の高齢者の雇用の場の確保も努めなければいけない時代を迎えているのではないかというふうに思っていますから、そういうふうな部分も是非考えていただきたいというふうに思っております。

もう先程から答弁いただきましたので、その分は構いません。

よく新聞・テレビで見ますが、いじめによる自殺や相次ぐ幼児虐待、私たちの町は一体大丈夫だろうかということですね、先日ふと思いました。そういうふうな部分につきまして、うちの町は大丈夫なのかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○副議長（後藤 勲君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 全国的ないじめによる自殺、幼児虐待が相次いでいるが、本町は大丈夫なのかという繁田議員の質問にお答えをいたします。

玖珠町教育委員会は、10月に緊急校長会を開催をいたしまして、いじめの未然防止、早期発見及び早期解決、あるいは、いじめに限らず、自殺の未然防止に向けて、各学校早急に取り組むべきことといたしまして、いじめの根絶、いじめ問題に関する指導の点検、あるいはいじめ問題に対する取り組みに関する校内研修などについて、その取り組みの徹底強化したところであります。

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るという認識に私どもは立っております。教育相談、アンケート調査などを定期的実施をし、全教職員で実態の把握に努めておるところであります。人権に係る重大な問題であるいじめ問題を徹底して指導するため、教育活動全般にわたって、児童生徒と教職員のふれあいの場、共感的人間関係をつくり、児童生徒が教師に対して相談のしやすいそういう環境を作ることを、各学校取り組んでおるところであります。

幼児虐待についてであります。町内の幼稚園、小中学校から、深刻な状況までには至っておりませんが、極く少数の保護者による身体的虐待、あるいは養育の拒否、放置に近い例の報告を受けております。

予防措置も含めた対策といたしまして、学校、家庭、児童福祉施設、保健師、教育委員会をはじめとし、関係者によるネットワーク会議を立ち上げておりまして、解決に向けて取り組んでおるところであります。

幼児虐待につきましては、今後も関係機関と密接な連携を取り、虐待を未然に防止する取り組みに力を注ぎ、不幸にして発生した虐待には、全力を挙げて解決のために努力をしていかなければというふうと考えております。

繁田議員の、いじめによる自殺、幼児虐待を、子どもは深刻な問題として重く受け止め、教育委員会としては全力挙げて、今後、解決のため取り組んでいく所存でございます。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 17番繁田君。

○17番（繁田弘司君） 繁田です。ありがとうございました。

よくですね、テレビで見ている、一番無様な姿というのは、教育委員会や学校の校長先生が、何とかして隠そうとする姿ですね。でもいつか事実はきちっと分かるわけですから、正面からきちっと受け止めてですね、例えば、一番、私、校長先生や教育委員会が心配するのは、その責任を認めたときに、きっと慰謝料の問題だというふうにするんですよね。例えば町立玖珠中学校と仮にすれば、そこで、その代表の校長先生が、いや、これはいじめによる自殺ですと認めた場合に、やっぱり町の責任が問われるわけですから、でもそれは町の責任は責任として真摯に受け止めて、被害者の方ときちっと話し合うという姿勢を持って取り組むことが、玖珠町全体のこの教育委員会や学校に対する信頼の源になるというふうに思っていますから、どうか隠し事のないように、真摯に正面から受け止めていただきたいということですね、お願いをしたいというふうに思います。

次にですね、最後でございます。行財政改革は順調に進んでいるか。小幡総務課長にお願いいたします。

○副議長（後藤 勲君） 小幡総務課長。

○総務課長兼自治振興室長（小幡岳久君） 議員のご質問にお答えをいたします。

行財政改革の取り組みにつきましては、平成17年3月に作成をいたしました「玖珠町行財政改革緊急4ヵ年計画」、これは後の、国・県の指導によりまして策定をいたしました「玖珠町行財政改革5ヵ年計画」に基づき実施をいたしております。その理念は、協働、簡素、効率の3つの視点に基づき、最終的には自立を目指すものであります。

進捗状況について申し上げます。まずは、住民などの協働により、地域づくりの推進については、本格的な地方分権時代に突入するとともに、また、少子高齢化社会に対応するために、地方自治組織の確立に取り組んでいるところでありまして、現在、各地域に、地域全体で組織し、参加、参画するコミュニティ組織が北山田、玖珠、八幡、森地区で設立をされております。少しずつではありますが、確実に動き始めたことはご案内のとおりでございます。今後は、この組織を中心とした地域住民と行政との協働による個性的なまちづくりを推進したいと考えております。

そして、行財政の簡素効率化を図るために、行革着手前には55ありました審議会、委員会などを、総合

行政審議会、総合教育審議会、人権同和对策審議会の3つに統合再編という機構の改革を行ったところでございます。また、今議会定例会の開会の挨拶の中で、町長より申し上げましたように、民間活力の活用を考えた町立保育所の民間委託方針、さらには、現状業務における民間委託できる事務事業並びに公の施設の利活用については、積極的かつ計画的に民間委託や指定管理者制度の導入などによりまして、皆様のご理解をいただきながら推進をしていきたいと考えております。

一方の改革の柱であります、経常経費の削減につきましては、平成21年度まで、それぞれの項目に削減目標額を定めているところです。平成17年度一般財源ベースでの目標額1億6,175万円に対しまして、2億3,995万6,000円の削減額でございました。この削減額につきましては、職員定員適正化計画に基づく職員の定数の削減、給与・報酬・手当などの抑制見直しでございまして、人件費の削減が主なものであることとはご案内のとおりでございます。

このような中であって、大変重要なことは、職員の意識の改革と人材の育成についてでありますけれども、行財政の改革は職員自らが行うものとの自覚を持たせること、そのためには、各課の事業や行財政上の現況などを全職員が共有するために、全職員を対象としたプレゼンテーションの実施や、職員研修制度を充実をさせ、自己研鑽と広範な知識を吸収する機会を与え、職員の意識啓発にも努力をしていきたいと考えております。

また、このような改革の中にあっても、住民に対する行政サービスを低下させることなく、一方では、長年にわたり住民の方々より建設要望の強い、子どもからお年寄りまでが、スポーツの技術の向上や健康づくり、家族で楽しく余暇が過ごせるレクリエーション広場としての総合運動公園の建設、玖珠自治会館の建設、インター前ふれあい広場の整備、北山田小学校など教育施設の改築や整備など、社会資本の整備は確実に実行しなくてはなりません。

玖珠町集中改革プランのサブタイトルでもあります「経費節減・夢実現」に向かって、努力をしていく所存でございます。議員の皆様方におかれましても、これまで同様今後とも力強いご支援ご協力をお願いをいたします。以上です。

○副議長（後藤 勲君） 17番繁田君。

○17番（繁田弘司君） 行革、自由競争、規制緩和、再チャレンジ、頑張った者が報われる社会と言いながら、今のこの高齢者の実態はどうでしょうか。大変厳しい時代を迎えています。働く者にすべてですね、負担を負わせることなく、必要なものにはきちっとその対価を支払うということは、当然の結果だというふうに思っております。

地方が生きていくためには、地方交付税をきちっと主張しなければいけません。今、地方交付税が新たな見直しをされようとしています。それは、見てみれば、人口の多いところにとって都合の良いこの交付税の算定基準であります。戦後この小さな町からもですね、農家の次男坊三男坊が優秀な労働力として、東京、大阪という大都市に行かれました。いまや残されているのは、ややもすると高齢者になったお父さんとお母さん、その2人を一生懸命面倒をみているのが、その方々の介護を一生懸命しているのが、

この小さな町で、地方自治体が交付税の削減にあえぎながら、一生懸命介護をしているわけですね。幸い町長は、地方六団体の大分県の町村会長であります。東京でそのような発言をする機会が大変多いというふうに思います。地方が生きていくために、きちっとした地方交付税をさらにですね、正当な形で獲得できるように町長には頑張ってくださいというふうに思います。

小幡総務課長は、来年が定年を迎えるそうでございます。小幡総務課長のみならず、来年勇退、退職される方が7名います。議会で大変お世話になりました高倉事務局長、佐藤農林課長、日隈会計課長、安部建設係長、そして同じく議会事務局で大変私たちにも面倒を見ていただきました安部議会事務局専門員、ほかに2名の方が退職、勇退されます。長い間本当にお疲れ様でございました。定年後は、まちづくりのボランティアにも積極的にご協力をいただきたいというふうに思います。

この20数年、思い出がたくさんありました。私にとっては、なんとといっても、安達議員さんを団長に数々のイベントやコンサートを企画した伐株コンフェスタは、生涯忘れることのできない思い出です。これも議会議員、執行部の皆さんのご支援とご協力をいただいたお陰です。先程申しましたように、自らの意思と責任の下、新たなチャレンジを決意いたしました。皆様の温かい励ましと思いやりの気持ちを賜り、頑張ってみたいというふうに思っております。

20年間、当たり前のように通った玖珠町議会、卒業するにあたり、万感胸に迫るものがございます。長い間お付き合いをいただいた皆様に、心から感謝とお礼を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。一般質問の趣旨がかなり横道に逸れましたが、お許しをいただきたいというふうに思います。

本当に長い間ありがとうございました。

○副議長（後藤 勲君） 17番繁田弘司議員の質問を終わります。ありがとうございました。

次の質問者は13番穴井丈洋君。

○13番（穴井丈洋君） 13番穴井丈洋です。今日の最後のとりを努めます。もう暫くご協力をお願いしたいと思います。

激動する国際化の中で、すぐる米国中間選挙はブッシュ共和党が敗退し、タカ派的戦略の変更を余儀なくされることになりました。大統領側近の更迭をはじめ、イラク戦略も対応研究グループ方針の変更によって、2008年3月までに戦闘部隊の撤退を定めるなど大きな変化が生じようとしています。米国の失態をしり目に中国は先日の中央経済工作会議で2007年経済成長を8%と定め、良好かつ速やかな成長を追求すると決定して、海外援助やアフリカ諸国の歴訪を重ねて、ひたひたと資源や経済圏の確保を目指しています。

さて、わが国の安倍新内閣は、重点施策として教育基本法改正を目指しましたが、各地説明会でやらせが発覚し、傷物となりました。また、道路特定財源の一般化政策も、内紛して後退に至っていますし、造反11議員の復党許可党内に反発を生み、有権者は、信念や政治姿勢を不信に思っているところであります。

そして、取り巻く世情は小泉政治の格差社会で、多種多様の弱者は困窮にあえぎ、各県知事等の談合指導、汚職が露呈し、子どもから大人までもの事件や自殺が絶えず生じています。本町も、三位一体、市町村合併下での行政対比では弱者であり、自主・自立への道程は誠に厳しい課題が山積していると思います。



しかしながら、時は止まらず事象は流転する中では、ここ一番の奮闘しかありません。で、今が町政の力量を問われているところであります。

このような状況下に際して、一般質問を通して町政参画の責務を与えられましたことを重く受け止め、対処したいと思えます。なお、一般質問は議長のお許しをいただきまして、一問一答を要求するものであります。

一般質問、財政は財源操作で町の方向が決定されるが、行政分野は三位一体化の新型交付税制等で揺れている。また、基幹産業農村・農業も、品目横断農政で、耕地確保はされたとしても、農業農村集落が潤う保障は見えない。そしてまた、医療・福祉・年金・諸税等の負担増は高齢者に重く、若者には働く場がなく、少子・高齢・過疎が進行している状況にある。社会学者は集落戸数20戸減までは黄色信号、10戸になれば赤信号と集落崩壊を示唆し、国土交通省はこれからまだ2,100集落が消滅すると試算をしている。このような状況下で本町はどうなっていくのでありましようか。このままの横滑りが続けば、失速状況になるのではと思えてならない。既に施策した緊急4ヶ年計画骨子「簡素・効率・協働・自立」を旨とし、内容の刻々検討や一層の強化推進等が必要であろう。

今回、教育委員会が提示推進している公立幼稚園再編問題から察する諸問題について質問をする。

1) 財政再建緊急4ヶ年計画の遂行は大切だが、政府提示の新型交付税制や道州制問題などが次々と生じ、地方社会の転換は定まらない。本町としては、即時対応能力づくりが必要だろうし、沈滞気味な状況に“活力を鼓舞する指標的政策”が今必要になっているのではと思うが、町長はどう考えられるか、直面する構想を尋ねる。町長お願いします。

○副議長（後藤 勲君） 小林町長。

○町長（小林公明君） 活力を鼓舞する指標的な政策が必要ではないかと、直面する構想を尋ねるということでございます。

指標的政策ということでございますので、穴井議員さんの質問の政策は、いわゆる目標値と申しますか、政策の目標値が付いたローカルマニフェスト、そういう公約計画的なものを作っていく必要があるのではないかと、それを実現するために、具体的に当面何をすべきだろうかということだというふうに捉えております。

そういう意味からしますと、当面とるべき施策、先程繁田議員の質問に答えたとおりでありまして、まず第1には、少子高齢化の中にあって、町内に活力を生み出す住民協働のシステムづくり、コミュニティの活発化というのが大切だというふうに思っております。既に、これは、日本国内の地方自治体かなりの団体で、今、取り組みが進んできておりまして、だんだんとそういう取り組みを進める自治体も増えてくるというふうに思っておりますけれども、コミュニティづくりであるというふうに思っております。

2番目は、今後の競争力と申しますか、自治体間競争というものが強くなる中で、それを強めるための他地域との差別化、町の顔づくりでありまして、これにつきましても先程お答えしたとおりでございます。

そして、3つ目が、雇用の場の確保を含めまして、今住んでる人が今後とも住みたいと思うような定住

環境の整備であろうというふうに思いますし、まだまだ、この定住環境の整備については、早急に取り組まなければならない課題もあるというふうに認識いたしております。

そして、4番目には、少子・高齢化への社会保障制度の維持充実、そしてきめ細かな社会保障制度と申しますか、そういうものが、これから少子・高齢化社会の中ではますます必要になってくるのではないかなというふうに思います。そして、それを実行するための一つには、行財政改革、集中改革プランでありますけれども、これを着実に実行していくということが当面する施策だというふうに思っております。

では、それを何か指標的政策にまとめられないかと、あるいは計画づくりは進められないか、当面の構想ということでございますが、ご質問にありますように、現在、地方行財政制度というものは非常に流動的と申しますか、いろんな改革改善が進んでいるわけでありまして。一昨日には、地方分権改革推進法というのが国会で成立いたしました。この法律に基づいて3年間の時限立法でありますけれども、地方分権推進委員というのが任命されて、次期次期の通常国会には、地方分権改革一括法というのが提案されるだろうと。それによってまた、国の権限が地方に大きく移譲されることになるわけでありまして。また、交付税につきましても、お話のとおり、来年の政府予算におきまして25兆5,000億円という国債の発行額を、25兆5,000億円に抑えたと、30兆円を切るというのが小泉内閣のときの公約でありましたけれども、安倍内閣は25兆5,000億円。この余波を受けて、交付税の減額ということでありまして、26兆4,000億円という出口ベースの交付税を、これを抑えざるを得ないというふうなことが報じられておるわけでありまして、大変私どもも危惧して居るわけでありまして。

そのほか、いろんな国の計画、例えば地方財政計画等を見ましても、今、大きく地方財政制度、地方行政制度というのは変わってきているというふうに思います。いつごろまでこれが続くのかということでありましてけれども、ただ今申し上げましたような各種改革の目標年度、それ以外に、例えば国民年金、年金の一元化の目標年次、介護保険の見直しの時期、あるいは経済財政諮問会議の目標年次、2010年でありますけれども、そういうものを総合して考えますと、現在の地方行財政を巡る改革というのは、21年度までぐらいまでには落ち着く、落ち着くということ大変あれですけれども、一端安定してくるのではないかなというふうに思っているところであります。

この21年度といいますと、翌年の22年には町の第4次総合計画の期間が来るわけでありまして。町の第4次総合計画は12年から22年までの10年間でありましたから、最終第4コーナーにこの総合計画は回っているわけでありまして。したがって、ご指摘の指標的政策指標、指標的政策というものについて何か計画を作る必要があるのではないかなというふうには思っております。今後の4年間、19から19、20、21、22ぐらいを期間としたマニフェストと申しますか指標、目的指標を入れた実施計画というものを検討してまいりたいというふうに思っております。

町の第4次総合計画がマスタープランであり、先程来答弁の中に出てきております政策3ヶ年事業というのを庁内で作っておりますが、これは実施計画であるというふうに思っておりますし、実施計画であればプラン化、プログラムということになるわけでありまして、これを文書表現あるいはこの目的指標を織

り込んだ3ヶ年計画と、政策3ヶ年と相通ずる新たなマニフェストというものを検討してみたいというふうに考えております。それによって、この行政改革を進めながら、一方では目標値を持ったまちづくりを進めていく、そういうことを議員さんおっしゃってると思いますので、その辺の検討をしてみたいというふうに思っております。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 13番穴井君。

○13番（穴井丈洋君） ありがとうございます。繁田議員さんへのご回答と重なる部分があったと思います。それだけに、分かりやすかったと私自身は思っております。

今、町長も触れましたように、新型交付税の行方がはっきりしません。これ自体でも本町は大変な打撃を受けるんじゃないかなというふうに思っておりますが、また、政府は地方財政新破綻法制度なんていうものも考えおるようであるわけですね。この町政の中身をもうちょっと透明にさせるための拘束ですね、縛りです。第三セクターぐらいまでもその中身を拘束して報告すると。その如何によっては、国の方が口を出し、手を出すというふうな状況も加わっているわけですね。こんなのがどんどんどんどん出てきてしまうと、本町としては、本当に揺れて揺れて、どのようにプランを立てていけるのかというのは大変なことで、私がちょっと言いましたように、刻々の対応ができる能力づくりも必要になってくるんじゃないかなとこう思えてならないわけでありませう。

先程来のお答えの中にですね、繁田さん等のお答えの中に、研修等のお答えもあったわけですが、村、町社会は、中心はやはり人間ですから、人がどのような人になっていくのか、能力をどうつけるかが勝負で、後、その他の必要条件は二次三の次だと思うんですね。そういう意味で、研修をしっかりとしていく、このことがものすごく重要になるんじゃないかなというふうに思えてなりません。研修制度をどんなふうにしてるか等々、ちょっとお聞きをしたいわけですが、私も一杯質問をしておる関係上、時間がありますれば、またフィードバックしてお尋ねをしたいと思っております。

先程の町長の基本的なご回答で、このことが私どもの町の行方の方向を、アバウトですけど位置づけるんじゃないかなと。そしてそのことに町民が魅力を感じてもらえるようにですね、そうすれば、ぐっとコミュニティも活力が出てくるんじゃないかなとこう思えてならないわけですね。残念ながら、今はなかなかそうない取り巻く情勢の下ですから、沈滞気味であります。どうか元気を出す方向での材料とそれからご指導をいただきたいと思っております。

それでは、2番目に移ります。

玖珠町第一の資源は286km<sup>2</sup>の大部分を占める山林・原野と田畑であろう。しかし、これまでの現状維持のままでは、とうてい飛躍はおぼつかない。資源の徹底活用、農業者・機関・団体・消費者総結集などを発想の転換で再構築していく、破格の取組みが必要になっているのではないだろうか。農林課のやる気と施策を尋ねる。これもアバウトな質問であります。しかし、このことの方が答えやすい部分もあるんじゃないかなとこう思っておりますので、方向性をお願いしたいと思います。

○副議長（後藤 勲君） 佐藤農林課長。

○農林課長（佐藤左俊君） 農業の問題に関しましては、この時間で するぐらいたくさん問題がありますので、ある程度要約させていただきまして、現在の状況につきまして、また、今後の方向につきましてご答弁申し上げたいというふうに思います。

9月の定例議会におきまして、議員さんからの、品目的横断的経営安定対策事業についてのご質問に回答させていただきましたように、今後の日本農業を背負って立つことができるような意欲と能力のある担い手を中心とする農業構造を確立することが、待ったなしの課題となっております。これまで、農業は本町の基幹産業として重要な位置を示してきましたが、農家数や農業粗生産額が年々減少し続けていることは確かであります。本町といたしましても、現状を打破するためには、個人的な担い手等が中心となつて、集落営農組織とともに、相乗効果が発揮できるような農業構造を再構築し、施策を実施すべきと考えております。全国の農業自治体においては、どこも農業者の高齢化で後継者が育っていない実態でありまして、大変関係者は頭を抱えているところであります。

本町の農業生産物の主力は、米・畜産・野菜・椎茸・花卉の5部門に大別されますが、各部門にそれぞれ儲かる農業づくりに、農林課職員は日夜を問わず、時間を惜しまず、粉骨砕身で頑張っているところであります。その中でも、特に全部門とも力を入れておりますのは、多くの都市住民をいかに玖珠町に来ていただくか、また、おいしい米、高原野菜のレタス、キャベツ、きゅうり、トマト、ピーマン、白葱、畜産では豊後玖珠牛の振興、椎茸、花ではバラ、菊等のブランド化に最も力を入れているところであります。

次に、流通面の対策であります。今までは全農を通じての販売が中心でありましたが、農事組合、農産物直販、企業グループ、個人と、大きく変化をしております。こうした組織にも全力を挙げまして推進をしているところであります。

次に、農業後継者づくりであります。現在、農業青年として登録されているのは、肉用牛部門で8名、たばこ関係2名、野菜関係1名、水稻関係1名、バラ1名の後継者がおりまして、いずれも30歳以下で意欲満々の青年たちであります。私は、先日、宮崎県の高原町に行政視察をいたしまして、こういった農業後継者の方と一晩話し明かしました。やはりその中で言われましたのは、「なぜあなたたちはこの農業をやる気になったのか」「親父の姿」ということをはっきり申しておりました。

農林課といたしましては、あらゆる部門ごとに積極的に推進をしておりますし、来年以降も着実に後継者はできそうなところにあります。

次に、林業部門につきましては、椎茸生産振興の基盤整備により、施設の近代化、平地化を促進し、生産量の増大を図る支援をしているところであります。議員さんもお承知と思いますが、新たに森林環境税が創設されました。これを活用し竹林整備、不法投棄ゴミの森林内の巡回事業、子どもたち森林学習事業に支援をしているところであります。

いずれにしましても、厳しい地方財政の中ですが、あらゆる国庫補助事業を十分活用しながら、農業者に応えるべく努力しているところであります。決して他町村には引けをとっていないというふうに考えて

おります。

以上であります。

○副議長（後藤 勲君） 13番穴井君。

○13番（穴井丈洋君） ありがとうございます。

質問2の中に、私、本町の第一資源であります部分を徹底活用してというふうに通告をしてございますが、今年の夏研修をさせていただいたところで、こんなところまでしっかり耕してやっているのかという一つの例をご報告したいなと思っています。

それは、徳島県の三好市山城町というところです。もう行ってみてびっくりしましたが、四国山脈のもう根っこの谷間の谷底にある集落です。吉野川の源流の部分ですね。そこは傾斜度34～5度から40度ぐらいの山の中です。九州で行くと、椎葉とか諸富村とかあの辺の、ああ諸塚村、あんな感じのところですね。そういうところで何をやってたかという、これはもうご存知と思いますけど、テレビでも出ておりましたが、溪谷の匂というような木の葉っぱを集めて、あるいは花を集めて、実を集めて、食膳につまみとして出してやると。70から80のお年寄りが、電動カーに乗って、年間3億円ほど上げているというようなそういうとこなんですね。その一番そういうことをやってる町は、この山城村の隣りにあります上勝町ですが、私ども行った山城村で、ここで研修したのは、たらの芽栽培と、ぜんまい栽培でございました。行って見て、本当にもうここまで耕して、懸命に努力をし、その中で生活しているという、その姿を見たときにですね、私たちは玖珠の町を見て、豊かだなとまず思いましたし、反面、努力が足りないなとこう思ったわけであります。

今、農林課長がお答えいただいた、親父の姿を見て真剣農業をやらな、という、その辺の部分がひとつの課題でもあるかなと、今お答えをいただいて感じた次第であります。

そういうこの山の中の40度近い坂をですね、懸命に耕して生活しているという、このことが私は、この執念が本町に必要じゃないかなと思えてならない。こんなことまでするとすれば、私ところの場合は、もうどこでもここでも何を植えてもいいというぐらいに、余って藪になっておるわけですね。その辺がまだまだ農業魂が足りない、至ってない。このことは、農家そのものの課題もあるわけですが、それを取り巻くその方々を、そのように気がついていただく私たちのあり方もかなり課題じゃないかなと思えるわけでございます。

こういう、たらの芽栽培、それからぜんまい栽培の方々もですね、やはり役場と農協がしっかりかんでるということなんですね。そういうことで、こんな厳しい労働、農産物が生きているというこのことであります。したがって、本町も、一人農家単独でということはなかなか厳しいんじゃないかな、やはりそこには、役場も、それから振興局も、そして生産団体、事業団体であります農協もしっかり絡んで、どうするんかという、その組織づくりがいまいちうまくいってないかなと思えるところでもあります。

私の知人に農業に詳しいのがおまして、こんなことを報告してきたのがおります。ちょっとたくさんこの論文でありますので、かいつまんで2、3行だけ紹介したいと思います。

合併農協は、旧農協管内の地域格差、例えば農業に取り組む姿勢の差、農家、部会、組織への対応、すり合わせ等、合併への前段活動も少なく、そして格差が大きいため、合併後の農業振興がうまく進んでいない。組合員や部会組織と連携も良いとはいえない。農協主導による生産体制、販売体制が弱くて、農産物の生産取扱いは急激に減少している云々と、こういうふうな情勢分析を合併した農協について、横から見ての自分なりのまとめではないかと思いますが、本町の場合はそんなことはないと思うんですけど、これからうちの農協がですね、いや農協じゃなくて、農業がしっかり立ち上がっていくためには、そういう一般的指摘も含めてどうクリアするかというこの連携、この辺も、本町としてはそれを支援している以上、考えていかざるを得ないんじゃないかなというふうなことを感じておる次第であります。そういう意味で、課長、その辺のですね、行政、それから団体、そして農業者、この辺のこの連携の部分についてどういう状況であるのか、その辺をどう切りさいていこうとされるのかですね、もし展望等があればお答えください。

○副議長（後藤 勲君） 佐藤課長。

○農林課長（佐藤左俊君） 先程、私の方が申し上げましたように、以前は、農協さんと行政というのが表裏一体といいますか、1対1で一緒に農業振興、いろんなものを作るにしても一緒にやっておりました。ご承知のように、今回合併がされまして、九重町さんと玖珠町の中で、どうしてもうまく絡まない部署がございます。それは当然それぞれ農業振興の中で、町は町の独自性がありますから、そういった部分になろうかと思えますし、先程コメントの中にもあったように、非常に合併した中で良い分もあったと思うんですけども、逆に、そういった部分で非常に生産体制の問題とか、内部的な問題等が現在発生をしておる状況もありまして、なかなかその辺の水の流れといいますか、その辺のところは現時点では決してうまくいっているとは言いませんが、ただ、農家の皆さん方にとりましては、そういうことは困るわけで、実際職員の中、それから流通体制の中におきまして、十分その辺のところはいっている。ただ、非常にこれだけの厳しい状況でございますので、なかなか全農がらみの中はうまくなかなか転がってないというのも2、3見受けられるというふうにご考えております。

○副議長（後藤 勲君） 13番穴井君。

○13番（穴井丈洋君） ありがとうございます。

そういう連携がきちっと成り立って行って、そして町長が言いましたような理想的なコミュニティづくりがうまく回っていくということになろうかと思えます。本町、基幹産業が農業でございますので、コミュニティの中核はやはりどうしても農業にならざるを得ないということでもありますし、商業もその関連の中で商業が大きく連携しているところ思われますので、農業がきちっと立ち上がらないと、そこが本町としては底上げできない、そういうふうな思えてなりません。どうかその辺のところもしっかり整理をしながらお願いしたいと思います。

時間が迫っていますので、3番目に移りたいと思います。

3、世の中の中核的要素は当然ながら「人材・育成・継承」である。したがって、あらゆる事業や地域

社会でもこの人材育成こそが課題であり、この組織や機関は第一の社会資本である。今回の通告的幼稚園再編問題は、町政渦中の課題となっているので、教育長に尋ねる。

①幼稚園再編計画は、条件に適さない園は19年度から募集停止するというが、事務手続として拙速・粗略すぎるのではと思わないか。

②幼稚園の小学併設編入は考えないというが、その発想と思考は時代の潮流にそぐわないので、考え直すべきだと思うがどうか。

③二回の説明からは、再編への科学的教育論なく、財政問題なのに数字的説明なく、コミュニティーと自立意識を削いで、展望なきものにした。特に、適確で納得の行く答えは全くなく、『至上命題である』『この結論は変えない』と言い切るなど、不満・不信が増幅する通告会と思えた。教育委員会はこのような状況のまま再編計画をするのであろうか、尋ねる。

以上です。

○副議長（後藤 勲君） 西野教育長。

○教育長（西野重正君） 穴井議員質問の3点について、一括答弁をいたします。

まず、最初に幼稚園の再編計画がその事務手続きとして、拙速・粗略すぎないかというご指摘についてであります。

これまで幼稚園再編の手続きといたしましては、玖珠町就学前教育審議会を設置いたしまして、委員の皆さん方に慎重な審議をいただきました。また、数度にわたる定例及び臨時教育委員会の開催と、この間、関係課との調整会議、また、町長との協議を重ねてまいりました。7月の臨時教育委員会におきまして、幼稚園再編の計画を決定いたしましたところであります。その後、2回にわたって文教民生常任委員の皆さん方には、説明あるいは報告をさせていただいてきたところであります。

幼稚園再編計画の地区説明会は、8月から10月にかけて7回開催をいたしました。関係住民の方々に説明をし、理解を求めてきたところであります。また、教育委員会はこの間、幼稚園の再編に関する内容を教育広報くす夏号・秋号に掲載をいたしまして、幼稚園再編計画を提起し広く町民の皆さんに周知し理解を求めてきたところであります。

議員ご指摘のように、拙速・粗略ということであるならば、私どもとしては、今後も残されたまだ時間がございますので、保護者、地域住民等関係者との連携を保ちながら、再編についての理解をさらに求めていきたいと考えているところであります。

次に、2点目に移ります。幼稚園の小学校併設編入は考えないというが、考え直すべきではないかということに関してでございます。

穴井議員もご承知のように、幼稚園と小学校の教育課程、学習環境、あるいは教師の指導のあり方などの相違が、園児・児童の学習や生活に不連続な状況をもたらしているとの指摘は従来から存在をしてきました。この課題解決のために、大分県教育委員会は、幼稚園と小学校が教師合同の研修会や幼児・児童の交流活動が促進されるように、連携強化に取り組んでおるところです。

本町における幼稚園教育も、小学校との連携をより一層進め、園児が小学校の教育活動に円滑に適応できるための連携を強めていかなければならないというふうを考えるわけで、議員ご指摘の、時代の潮流の一つである小中の連携につきましては、否定するものではございません。ただ、地区説明会でも、小学校併設と同じような質問で、幼稚園と小学校の一元化、一貫教育ということで、そのような視点に立った質問も要求もございました。

議員ご指摘の、幼稚園を小学校に併設編入することにより、幼稚園を地区に存続させたらとの質問でございますが、私どもといたしましては、僅か4人ないし5人の園児でもって、学校教育法に定められております幼稚園教育を機能させるということにつきましては、疑問を感じるところでございます。併設を考えていないことをご理解いただきたいと思います。

3点目でございます。玖珠町の就学前教育審議会の答申をいただきました。その答申の中に次のように述べております。「社会及び経済情勢が大きく変化する中、本町の教育行政も大きな転換期を迎え、少子化による幼稚園教育はそのあり方を見直す時期にきている。19年度からは、通園する園児の数が一桁の幼稚園も予想され、幼稚園教育の目標達成が厳しい状況にある。適正規模の学級編成が必要である。」との教育論拠を持った答申をいただきました。

また、私ども玖珠町教育委員会は、地区説明会の中で訴えてきましたことは、幼稚園教育は、集団の中で社会性を養い、より良い生活習慣を身につけ、集団生活や遊びを通じて、創造的な思考や相手を思いやる心を育むことが重要である。集団の中で個性を伸ばすという幼稚園教育の基本から、一桁の園児数は集団と言いがたい。あらかじめ定員の下限を設けて、一定の集団をもって幼稚園教育に当たりたいと、再編の教育論拠を地区の皆さんに示し、理解を求めてきたところであります。

今回の幼稚園再編計画は、行財政改革の一環ではありますが、開会の挨拶の中で町長の方からも触れられましたが、あくまでも行政改革であると、財政的には将来的な削減につながるかも知れませんが、再編で直ちに財政削減が見られるとは私どもも考えてはおりません。教育論、教育機能に基づく見地からの提起であることが大半でございます。一桁数の園児数で幼稚園教育の充実が図られるかは、私ども疑問を持つところであります。幼稚園は教育機関であり、園児の減少により、幼稚園が本来の機能を発揮できないとすれば、社会の変化に対応した何らかの改善を図ることが必要であります。教育条件の整備を図ることは、教育委員会の仕事の大きな部分を占めているというふうに認識をしてるところでございます。

コミュニティーと自立意欲を削いで展望なきものにしたとの指摘であります。行政が何でもやっっていく時代ではなく、町民と行政が協力し、町民協働のまちづくりを進めていくことは重要であります。コミュニティーづくりは地域をどう活性化させるか、地域の英知を結集していくことこそが大切であります。生活基盤をどうしっかりしたものにしていくか、働き場をどう確保するか等が課題であり、私は幼稚園再編と直接的関係は薄いものと受け止めておるところであります。

教育委員会は、以上の視点に立って町民の皆さんに訴えてまいりました。どうぞご理解をいただきたいと思います。



○副議長（後藤 勲君） 13番穴井君。

○13番（穴井丈洋君） ありがとうございます。

教育長の答えは説明会でやったとおりでありますし、私の9月議会での関連にもほとんど90%重なっていると思います。それを受けて、私が今回の質問をしたという経緯を悟ってほしいなと思います。

例えば、粗略でないかということですが、あの時、私は横浜地裁の判決を例に出して言ったと思います。横浜地裁は1年で決めて実施をしたという経緯がありまして、それに対して地裁は、拙速すぎるという判決を出しているわけです。そのとき教育長は、それは確かに本町も短かったが、審議会をしっかりとやったと、特に審議未了のものはなかったとこう言っているわけですね。で、私の横浜地裁のその質問に対して、それで回答をいただいたということでもあります。しかし、地裁が言ってるのは、それを受ける子どもと親側が大変な不利益を受けている、それを乗り越えてでも強引に進める理由はない、それは裁量権の乱用に値するとこう言ったわけです。そっこの部分は全く答えがありませんで、今もそうであります。

で、片一方のそういう苦難を強いられる側の心なくして教育論を展開しても、行政論を展開しても、それは半分しか見えていない。むしろそちら側に焦点を置いた論議展開をしていただかないとですね、地域コミュニティーも出来上がらないわけでありまして。言葉だけでは出来上がらないんですね。そういうハートと配慮とがあって初めて出来上がるわけなんです。地域の皆さんはそういうことを言ってるんですよ。

で、それから人数が少ないと教育できないとかと、年齢を同じ年齢にしてそしてやらないと、幼稚園は成り立たないとかですね、それだったら全国、今どこも怒濤のごとくできている小中学校や、小学校や、例えば東山のように幼小中学校や、中高等学校や、これは皆、もう今までの概念から言えば、違った学年の生徒をまとめて、そういうことでしかこれからの日本は対応できない、そういう地域がいっぱい出てきたということですね。先程私言いましたように、これからまだ2,100個も集落がつぶれるだろうと政府はもう試算してるわけですよ。本町から見ると、その中に本町も入る集落があるかも知れません。ね、そういう状況になってでもまだまだ例えば周辺地は、もうしょうがないわ、周辺の子どもたちの生活基盤やそういうものを一つづつ、一つづつ奪って行って、そしてそれもやむを得ない、これは幼稚園はこうだと、そういうのはもう時代遅れじゃないかと言っているわけでありまして。社会はすべて関連しておるわけで、人間の心臓から末梢血管と同じようにですね、だから心臓部分も末梢血管が詰まると詰まってくるわけですよ。昭和町、春日町のシャッター通りもそうです。周辺部が元気がなくなると、あっこのシャッター通りがまだまだ落ちていくわけでしょう。関係ないとさっき教育長はおっしゃったけど、教育とそんなものは関係ない、そんなことないですよ。教育も社会も農業も、商業も社会も皆関係してるんですね。

○副議長（後藤 勲君） ちょっと穴井議員、質問中ですが、ここでおはかりいたします。

本日の会議は午後5時までとなっています。時間を延長して、日程の終了するまで会議を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 勲君） 異議なしと認めます。

よって、日程の終了するまで時間延長することに決しました。

あと穴井議員さん8分でございますので、どうぞ。

- 13番（穴井丈洋君） はい、ありがとうございます。だからですね、世の中はそういうものがすべて関連しているが、どれが中核的ポジションになるかそれをしっかり見て体制をね、整えないと、本町のまちづくりはできないんじゃないかと思っているわけです。だから、私は人材づくり、これは地域社会、町社会の中の最大のポジションじゃないか、ポイントづくりじゃないかと思っているわけで、厳しければ厳しい周辺地域社会を守ろうかという子どもをどう育てるんですか。それはやっぱりその家庭で、その地域でね、厳しいけどしっかりと抱きかかえて育てないと、その子は育たないわけでしょう。便利が良いところに皆行っていくわけです。そうするとどんな社会ができるか、繁田議員もさっきおっしゃってましたようにですね、都会に皆出て行く、この中央に出て行く、で、田舎が寂れる。結果として、やはり町でも中央が寂れていくわけでしょう。だからそういう部分をしっかり見据えないと、厳しいからこそ周辺で、その地域で子どもを育てないとだめじゃないかと、こう考えているわけであります。

で、もう時間がありませんが、3点目のことですが、説明会の中で、地域の方々が嘖然としてこの不満を述べた。それはですね、これは至上命題である、もうこの結論は変えない、こういうふうなことをおっしゃる。このことに対して、やっぱり住民は、えっ、何でか、そんなに教育委員会は強い権限を持つてるんだらうか、そういうことを感じているわけですね。で、私はちょっと言葉がね、荒いんじゃないかなと思えるわけです。粗略というそのことも、この一連の取組みの中でですね、至上命題、この言葉は天の声だと言ってるわけですよ。はい、至上命題というのはですね。じゃ天の声はどこから発せられているのか。これ教育長、教育委員長、教育委員長もこう言ったんですから、そんならもう町長かと、こういうことになるんですね。だけど主権者は町民でしょう。天の声を出すとすれば、主権者町民からですよ。ところが、行政を携わる方が至上命題だ、もう変えない、こういうことではもう最初から成り立たんんじゃないかと地域の人は不信と不満を抱いているということであります。

時間がありませんが、教育長この2点はどうなんですかね、天の声と、もう変えないというのは。

- 副議長（後藤 勲君） 西野教育長。

- 教育長（西野重正君） 私ども教育委員会は、これまで縷々、地区においても説明をし、訴えてきましたけれども、いずれにしろ、教育というのは、幼稚園に限らず小学校、中学校等におきましても、やはりそれぞれの児童、生徒、園児たちがこの個性をつくり得る、お互いが切磋琢磨し得る、そういうやはり環境を教育としてやはり保障してやることが、保障してあげることが私はその子どもの成長あるいは地域に根を下ろしていく、そういう子どもたちをつくりあげるものとなっていくということで、やはり一定の集団を形成をし、していくことが幼稚園本来の教育に答えることになるという、これが喫緊の課題であるというふうに私ども受け止めておるわけでございまして、そういう視点から、この町議がご指摘をいただいたことは重く受け止めながらも、私どもといたしましてはそのような視点に立っての説明会でございました。

- 副議長（後藤 勲君） 穴井君。

○13番（穴井丈洋君） 時間がありませんで申し訳ないと思います。

前任教育長はですね、このような質問のときに、「私どもはそれを押し切る権能はありません。皆さんにお願いをするこれしかありません。」と言い続けておりました。多分そうだろうと私も思います。今回はそれを天の声だ、変えないというね、押し切り方、これはやっぱり反省する部分はしてもらいたいし、その辺のところの整理もやってもらわないと、それでいい玖珠町行政とは私は思っておりません。やっぱり十分話し合っ、納得いく形でやっていく、そうでなければ、80億予算の中で、もうちょっととどまるところはとどまって考え直してみるとか、そういうことを考えるべきじゃないかと思います。どうかその辺も考慮してやってもらいたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○副議長（後藤 勲君） 13番穴井丈洋議員の質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日13日は引き続き一般質問を行います。

これにて散会します。

ご協力ありがとうございました。

午後5時03分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成18年12月12日

玖珠町議会副議長

署 名 議 員

署 名 議 員